

平成23年第1回基山町議会（定例会）会議録（第2日）						
招集年月日	平成23年3月4日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成23年3月7日	9時30分	議長	酒井恵明	
及び宣告	延会	平成23年3月7日	16時40分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名 欠員1名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	大山勝代	出	9番	大山軍太	出
	2番	重松一徳	出	10番	松石信男	出
	3番	後藤信八	出	11番	原三夫	出
	4番	鳥飼勝美	出	12番	平田通男	出
	5番	片山一儀	出	13番	池田実	出
	6番	品川義則	出	14番	酒井恵明	出
	8番	林博文	出			
会議録署名議員	2番	重松一徳	3番	後藤信八		
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 古賀敏夫		(係長) 鶴田しのぶ		(書記) 毛利博司	
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	小森純一	健康福祉課長	眞島敏明		
	教育長	松隈亞旗人	こども課長	内山敏行		
	総務課長	小野龍雄	農林環境課長	吉浦茂樹		
	企画政策課長	岩坂唯宜	まちづくり推進課長	大久保敏幸		
	財政課長	安永靖文	会計管理者	平野勉		
	税務住民課長	重松俊彦	教育学習課長	毛利俊治		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1

一般質問

1. 鳥飼勝美

- (1) 副町長について
- (2) 道路行政について
- (3) 税務行政について

2. 重松一徳

- (1) まちづくり基本条例について
- (2) 自治体合併について
- (3) 一般行政について

3. 片山一儀

- (1) 行政運営について
- (2) 自治消防と自衛消防の在り方について

4. 後藤信八

- (1) 子育て支援の拡大について
- (2) 道路行政について

5. 松石信男

- (1) 子どもの医療費助成を小学校卒業まで拡充を
- (2) 地域経済を活性化させる住宅リフォーム助成制度の創設を

～午前 9 時30分 開議～

○議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議いたします。

日程第 1 一般質問

○議長（酒井恵明君）

日程第 1. 一般質問を議題とします。

最初に、鳥飼勝美議員の一般質問を行います。鳥飼勝美議員。

○ 4 番（鳥飼勝美君）（登壇）

皆さんおはようございます。4番議員の鳥飼勝美でございます。私は来月26日で議員としての任期4年が終了することになりますので、私の今期最後の一般質問をさせていただきたいと思っております。

私の今回の一般質問は、副町長の廃止について、道路行政について、税務行政についての3点について町長に質問いたします。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

まず、1項目めでございます。副町長の問題について質問いたします。

小森町長は平成21年3月に平成21年4月から24年2月までの3年間、つまり小森町長の2期目の在任中は副町長は置かないとする条例を制定され、基山町の副町長は現在空席となっております。当時、議会の中でも副町長の廃止には慎重論が数多く出ていたと思います。また、私も一般質問の中で副町長を空席とする町長の真意は何か、空席によって行政サービスの低下にならないかと質問をいたしたところでございます。町長の答弁では、自分自身随分思い切ったことをやったなと思ったと発言され、副町長を空席とする真意としては、役場内の意思決定のプロセスを変えて役場内協働を進める。また、行政サービスの低下は生じないし、生じさせてはならないと答弁されております。その後、副町長を廃止されて2カ年を経過した現状について質問いたします。

(1)副町長を廃止して2カ年を経過したが、その評価と問題点は何か。

(2)副町長の廃止に伴う町政運営への影響はないのか。

(3)来年2月までの副町長の廃止を復活する考えはないのか。

(4)平成24年2月20日以降は副町長を置くのか。

次に、2項目めの道路行政について質問いたします。

基山町の道路行政は、これまで都市計画道路、一般町道とも計画的に整備されて今日に来ております。しかしながら、今後急速に進行する高齢化に伴い、生活道路のバリアフリー化、歩行者の安全の確保に配慮した計画的な整備が、今後の道路行政を進める上で重要な課題と考えます。

また、平成19年12月の定例議会において国道3号線の4車線化、鳥栖筑紫野有料道路が無料化となった時点で基山町の道路体系を見直すため、平成20年度に交通量の調査を行うと当時の建設課長が答弁されておりますが、調査は実施されたのか、また、その結果はどのようなものであったかも含めて、今後の基山町の道路行政について質問いたします。

(1)町道の整備計画は策定されているのか。

(2)町道路整備計画の優先順位の決定方法はどうか。

アとして、白坂・久保田2号線、本桜・城ノ上線、塚原・長谷川線の優先順位等の決定方法でございます。

(3)町道塚原・長谷川線の延長が実施できない原因は何か。

次に、3項目めでございます。税務行政について質問いたします。

基山町の平成23年度当初予算の歳入総額5,370,000千円に対し、町税といたしまして2,230,000千円で、歳入総額の41.6%を占めております税務行政について質問いたします。

皆様御存じのとおり、町税は基山町の行政運営を行うために必要な費用を町民の皆様から町税として徴収しているところでございます。その課税徴収に対しては、法律、条例の根拠が必要とされておるところでございます。

また、課税に対しては公平性、中立性、簡素性の3原則が求められておるところでございます。しかしながら、今日の町民税の収納額は日本の経済環境の悪化、また、団塊世代の退職による給与所得の減少等により毎年減少の一途をたどっておるわけでございます。この町税の減少に伴い、基山町の財政運営が非常に厳しいものとなっておりますところでございますが、このように基山町にとって重要な税務行政について質問いたします。

(1)個人町民税の総所得、収納額及び徴収率(過去3年間分)。

(2)国民健康保険税の収納額と徴収率(過去3年分)。

(3)徴収状況について。

ア、徴収の方法別の割合と徴収率は（口座振替・窓口納付・コンビニ納付等）。

(4)長期滞納者への対応について。

ア、長期滞納者の数と滞納額（過去3年分）。

イ、滞納整理の現状（滞納処分とネット競売等）。

ウ、佐賀県滞納整理推進機構へ参加しない理由は。

エ、徴収体制と今後の問題点。

以上、私の第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。早速、鳥飼勝美議員の御質問に答えさせていただきます。

3項目にわたっておりますけれども、まず、1の副町長についてということで、(1)副町長を廃止して2カ年を経過したが、その評価と問題点は何かというお尋ねでございます。

これは先ほど質問の中にもございましたように不在にするということ、そもそもの廃止の目的は何であったかということでございますけれども、1つには、決定プロセスの変革といいますか、つまり自由な発想、そして自発的な提案ということ、それから役場内での庁舎内での問題の協議のあり方ということ、それからスピーディーな決定というような、そういうことを考えておったということでございます。

2つ目としましては、今申しましたように、これから先、協働、協働というようなことを申し上げておりますけれども、まずは職員間での協働意識というか、これをしっかりと意識づけなきゃいかんということ、これが2つ目でございました。

3つ目としましては、私と職員の直接的な意思の疎通、これも必要だということで、この3つが主な理由でございました。これらにはすべて、あるいは完全ではないにしても、ある程度の効果は上がっておるというふうに私感じております。そして、はっきり目に見えての効果はということになりますと、これは当初二次的などという私思いでございましたけれども、やはり財政の削減ということ、これははっきりしたところだろうというふうに思います。

それから、問題点でございますけれども、問題点としましては、課長あるいは全職員への負担、あるいは責任増といいますか、そういうことかと。それから、私自身も苦しい。相談相手も欲しいと思うこともございますし、苦しい部分もあるんですけれども、これは自業自

得ということでございまして、むしろそういういろんな意味で私自身決断もしなきゃいかん、考えもしなきゃいかんというようなことで勉強になっておるといような、それが私自身のプラス面じゃないかというふうに思っております。

それから(2)の、副町長の廃止により町政運営に影響は出ていないかというお尋ねでございますけれども、私思うところには悪影響は出ていないと思いますが、しかしながら、注意しなければいけないと思うのは、当初の思いとは逆に役場内が萎縮し、停滞し、視野が狭くなっている、それによって発展性を欠きはしないかというようなこと、また、組織としての統制がとれず、まとまりがなくなっているのではないか、この辺のところを十分注意しながらやらなきゃいかんというふうに思っております。

それから(3)の、来年2月までの副町長の廃止を復活する考えはないかということでございますけれども、これは現在のところございません。

それから(4)の、平成24年2月20日以降は副町長を置くのかということでございますが、これにつきましては私自身もどうなっているかわからない状態ですので、現在何とも言えません。ただ、いずれにしても、それまでには条例の整理はしておかなければいけないというふうに思っております。

それから、2番の道路行政でございますが、(1)町道の整備計画は策定しているかということですが、町道の整備計画につきましては、これといって策定はいたしておりません。

それから(2)の、町道整備計画の優先順位の決定方法ということで、アの白坂・久保田2号線、本桜・城ノ上線、塚原・長谷川線等の優先順位はというお尋ねでございます。

町道を整備するためには、関係者及び地域の協力、理解なしでは実施するのが困難ではないかというふうに思っております。また、財源も大きな問題でございます。そのような状況を考慮して進めていかなければならないというふうに考えております。

(3)の、町道塚原・長谷川線の延長が実施できない原因は何かということでございますけれども、これはやはり財政状況を考えると現段階では難しいと思っておりますけれども、将来は必要ではあると考えております。

3番目の税務行政についてでございます。

(1)個人町民税の課税額、徴収率及び滞納額(過去3年分)というお尋ねでございます。

まず、19年度でございますが、調定額が912,000千円でございます。徴収率は97.3%、滞納額が20,869千円。それから20年度が、調定額が923,873千円、徴収率が96.8%、そして滞

納額は26,631千円でございます。21年度は、調定額が916,891千円、徴収率は96.5%、滞納額が29,522千円でございます。

(2)の国民健康保険税の課税額、徴収率及び滞納額（過去3年分）ということです。

19年度が、調定額が573,036千円です。徴収率としまして90.3%、滞納額は48,645千円でございます。20年度が、調定額505,163千円、それから徴収率が87.7%、滞納額は55,861千円でございます。21年度が、調定額が497,089千円、徴収率が86%、それから滞納額は67,116千円となっております。

(3)の徴収状況について。

アとして、徴収方法別の割合と徴収率は（口座振替・窓口納付・コンビニ納付）ということですが、一般税におきましては、口座振替が310,997千円、27.1%でございます。それから、窓口納付が768,312千円で66.9%。それから、コンビニ納付が68,392千円で6%、徴収率としましては80.5%でございます。

それから、国民健康保険税普通徴収の分でございますが、口座振替が138,395千円、これは53.7%です。窓口が96,863千円、37.6%、コンビニ納付が22,580千円、割合が8.7%で、徴収率としまして67.1%ということでございます。

それから、(4)の長期滞納者への対応についてで、アの長期滞納者の数と滞納額（過去3年分）というお尋ねでございます。

これも一般税につきましては、19年度が、滞納額が40,893千円で延べ人数が786人、それから20年度は49,663千円、延べの1,083人、それから21年度が55,284千円で延べ人数998人ということですが。

それから、国民健康保険税でございますけれども、19年度が、滞納額が48,645千円で滞納者は527人、それから20年度は55,861千円で553人、21年度が67,116千円で466人となっております。

イの滞納整理の状況ということですが、滞納整理の状況については、平成22年度におきましては預貯金が8件で557千円、年金が19件で1,891千円が滞納処分による換金となっております。

ウの佐賀県滞納整理推進機構への参加はしないのか、その理由はということですが、基山町では定員管理計画に基づき職員数を計画しております。平成20年4月に機構改革を行いまして10課制とし、税務住民課は課長以下16名、3係といたしました。滞納整理推進

機構への職員派遣は、機構改革が終わった平成20年の夏に話がございまして、1つには、税務職員での職員減となり通常業務等に支障を来すおそれがあるということ、2つ目には、徴収係を20年4月に専任化したばかりであり職員派遣による係が形骸化するおそれがあるということ、3つ目に、県税事務所との共同催告等は派遣の有無にかかわらず行えるということ、4つ目に、とりあえず3年間は機構を維持するという決定のみで将来は不透明であること、などの理由により職員派遣を見送ることといたしました。

それから、エの徴収体制と今後の問題点はということでございます。

徴収体制は、徴収係2名が中心となりまして、税務係との課内協業体制といたしております。今後の問題点は、町税を取り巻く環境は、社会経済の流れからいたしますと、今後これまで以上に厳しいものになっていくと予想をされます。自主財源の確保は重要度が増していますし、これ以上滞納者をふやさないためにも、いかに効率的、効果的に早期着手し、町民の自主納税の意識を低下させないようにしていくことが、今後の課題であり、問題でもあると考えております。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

どうもありがとうございました。それでは、2回目の質問に移らさせていただきます。

副町長制についてということで、今さら何でこういう問題を出すかというふうな、町長も考えがございと思いますけど、私も当時、2年前ですかね、副町長問題について、経費削減が目的ではないですかと町長に何度かお尋ねしたら、町長は、いや、そういうことじゃございませんということでございましたけど、今の御答弁には、はっきり目に見えての効果は財政削減といえますか、年間副町長は約14,000千円ぐらいというふうに記憶しておりますけど、この分の削減について効果があったということでございます。それはもう当然そうでございます。

私がちょっと心配といいますか、考えておりますのは、1,400千円の効果があったと肯定的にとらえてあるわけでございますけど、問題は、この副町長というのは財政効果、年間14,000千円と地方自治法167条で言う副町長の職務、つまり町長を補佐し、町長の職務を代理し、政策、企画をつかさどり、職員の事務を監督するという非常に重要な職務があるわけ

ですよね。私としては、その職務が空席に伴い、これについて町長なり課長のほうに責任がのしかかってきているというふうな御回答もあったと思いますけど、私はこのところを非常に危惧いたしております、今後もう来年の3月任期中までは、町長は副町長は置かないというふうな考えのようでございますけど、私はこの事務、特に行政の一般事務ですけど、町長がなって削減が財政効果はあったけど、私はこの副町長の職務、権限といえますか、それが私は、町長は生かされて課長なり町長がその分は全部行っているから何ら心配することは要らないよという見解なのか、私としてはその辺をちょっと、もう一度町長の見解をお聞きしたいんですけど、これでもう間違いというか、副町長は必要ないというふうに考えてあるのか、その辺をお願いします。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

全く心配ないということでもないということは先ほども申しまして、むしろ萎縮するとか、あるいは対外的に支障を来すとかというような、そういうことは考えられないじゃないと。だから、これは十分注意していかなきゃいかんというふうに思っております。しかしながら、さっき申しますように対外的にも幹事会とかということになれば課長たちが出ていきますし、それから私も努めていろいろ予定を繰り合わせて、副町長——どうかすると、ああ、この部分は副町長に行ってもらえると助かるがなという部分もないじゃないんですけども、そういうことは極力ないようにやっております。それとやっぱり、一番は役場内の協働というようなこと、これをもっともっと根づかせていくと、そういうことで効果を上げていきたいなというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

今言われましたように、隣の鳥栖市さんがございますよね。鳥栖市さんは400名ぐらい職員がいらっしゃるかと思いますけど、小森町長と鳥栖の市長さん、いろんな会議とか積極的な職員研修とかやられておられますけど、課長たちもそれに出席されて、極端な場合は町長代理で行かれるときがあると思いますけど、その辺で各課長さんたちの責任といえますか、その辺も重要で非常に大変だろうと思います。

私は先ほど言いますように、基山町のような小さな町村と申しますか、1万8,000切ったような町村においても副町長は要らないということで町長がされておりますのでこれ以上は言いませんけど、今ちょっと私、先ほどの御答弁で気になった文言があるんですよ。さっき町長は、自業自得で苦しい場面もあったけどと発言されましたけど、自業自得という言葉、正確には知りませんが、私考えますのは、普通自分の行いが悪かったから悪い報いを受けたというふうに一般的には理解するんですけど、町長としては、副町長を廃止したことが自業自得と言われるのは何かちょっとひっかかるんですけど、自業自得の意味を私はそういうふうに感じる——町長のほうは自業自得とはどういう意味でしょうか。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

悪いことをしたからその報いが——それは因果応報か何かと言うんじや——。そういう私は使い分けと思うんですけども、悪いことをしたから報いが来ているという思いでもございません。ただ、やっぱり自分で決めた、決定したということ。それをそういう言い方をしたということで御理解いただきたいと思います。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

私がちょっとこう、実際の内部のことは知りませんが、今の町長の政策決定等を第三者なりに考えてみますと、非常に町長のトップダウンというか、副町長がいなくともにより課長から町長に来る、スムーズな情報とかが入ってきておると思いますが、それに対する——逆に言えば、町長が政策を決定するスピードなりそのほうが、私から言うと失礼ですけど、麻痺とは言いませんけど、その辺に脳梗塞じゃないけど詰まっているところが私にはちょっと見えるところがあります。特にいろんな事業関係の問題にしろ、町長はあと1年の任期でございまして、その辺を副町長がいなくてもスムーズに町長の政策決定ができる、いろんな会議もあるでしょうけど、その辺も含めてスピーディーな政策決定をされるように強く要望をいたしておきます。

それと、先ほど町長が答弁になられましたように、私の自業自得でいたし方なかったと。それと問題点は、課長、職員への負担等があったということでございます。それは当然、先

ほど言いましたように、鳥栖市の職員が3人でやっておるのを極端な場合1人で基山町の場合行政事務といいますか、行政サービスを職員の方はやっているんですね。一つの事業を鳥栖市の場合は、鳥栖市の事業としては3人なり4人ぐらいで一つの事業を取り組んである。基山は1人でやっていると。そういうふうに、非常にその辺の事情もあります。で、今後の合併問題といいますか、そういう問題もあると思いますけど。この職員に過重であったというふうに町長は認めてあるということと、昨年来からの職員の長期休職者が五、六名出たというふうに聞いておりますけど、その辺との関連性というのはどういうふうに認識されてありますか。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

まず、これははっきりお尋ねじゃなかったと思うんですけども、やっぱりトップダウンと、それと合議制と、この辺はやっぱり兼ね合いの問題だろうと思います。すべてトップダウンがいいのかというところとそうでもないし、やっぱりそれまでには十分な合議制と、情報の交換というか、そういうことが必要だろうと。それだけをちょっと申し上げておきたいと思います。

それから、職員数でございますけれども、これは私もいろんなところで申し上げておりますけれども、基山町は1人で2つ3つの担当をするケースもあるということ。逆に大きなところでは、一つの課題を3人、4人でやっていくというような、そういうギャップというか、それは確かにあることは私も考えております。しかしながら、これはやっぱり規模ということなんでしょうか。

それから、業務の見直しということもこれからやっぱり必要にもなってくるかというふうに思いますし、その辺のところでも解決していかなくやいかんということだと思いますし、それが直接的にメンタルヘルスの特別の原因ではないということじゃないかと思います。副町長不在が特別の、その直接的な原因じゃないと思います。むしろ職員数、いろいろな面での考え方はこれからやっていかなくやいかんというふうに思います。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

直接的な原因ではないにしても、間接的な面もやはり、職員に対する重責というのか、ある

というふうなほうに、町長が先ほど御答弁されましたようにですね。しかし、これだけ少数——少ない人間で、鳥栖市さんなりほかの行政事務と一応は同じテリトリーを実施していかなければならないということで、今後とも職員への過重というのは少なからず出てくると思います。そういう職務を本来は副町長が重要な責務になっていたわけですね、その職員の管理監督、権限。その業務は総務課長がされておるんですか、町長がされておるんですか。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

その辺のところの職員の管理というといかがと思いますけれども、そういうふうな気遣い、業務というのは総務課長がやっておりますし、私も逐一それは報告を受けまして、その辺の声かけ等も私自身もやっておるということでございます。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

総務課長がやっているということですけど、総務課長はどういうふうな認識を持たれておりますか。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

職員に関する全体的なことは私のほうで業務をやらせていただいております。ただ、完全に副町長の部分を私がカバーしているかということは、どの範疇までかというのは確かなところは言えんところもあると思います。ただ、御指摘いただいた職員の管理に関しましては、いろんな内容等については町長のほうに報告しながら行っております。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

専任の副町長だった場合は、副町長がそういう政策決定なり職員の管理監督はやっておりますけど、総務課長は、いろんなレパトリーが広い業務を総務課長が1人でされております。その辺も含めて大変だろうと思いますけど、あと1年はこのまま行くということでござ

いますので、ひとつ健康管理には気をつけて町長初め管理職の皆さん方頑張ってくださいたいと思っております。

それと、それに関連と申しますか、私気になるのは町長の政策決定、特に私一番気になっておるのが敬老祝い金の問題です。昨年敬老祝い金の減額を町長出されましたですね、減額条例を、削減条例を。あのとき議会は、たしか全員一致で否決したという問題があったと思います。それは議会でありますけど。しかし、町長の思いとはならなかったと思いますけど。

私が一番思うのは、全員一致で否決された議案を同じような格好でまた再度、今度の3月議会に提出したいということをして昨年度だったですか、全員協議会でされましたね。その辺の認識というのが私としては、町長なり各担当課長の皆さんと議会と非常に乖離しているとか、そういうふうな考えを持っておりますけど、そういう敬老祝い金を全員否決されたのを再度また出そうとした、決定をしたところに、私は町長はどういう考えで、担当課長はどういうアドバイスというか、そういう協議は調整会議なり経営会議等でその辺の話はあったんですか。

私、その辺が――全員一致で否決された議案を再度町長はまた出そうとしたその真意といえますか、その辺は町長がトップダウンでされたのか、課長なりがされたのか、それともそういうのは何ていいますか、町長がおっしゃっています経営会議とかそういうとに諮られて、全庁的な意思決定として再度出そうとされたのか、町長がトップダウンとして、いや、これは将来のためにも敬老祝い金は減額するというふうにされたのか。どうも私そこら辺のですね、町長としてのトップダウンだったのか、担当課長がされたのか、その議案というのは調整会議なり経営会議等に諮って正式なものとして決定されたのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

副町長が敬老祝い金にまで話がちょっと飛び火したような感じがいたしますけれども、敬老祝い金につきましてちょっと言わせていただきますと、これは議会に対してどうこう言うつもりはございません。ただ私どもとしましては、昨年に出したあの考えは、私自身、特に間違っていたという思いは、申しわけございませんけれども、ちょっと認識が甘いかもしれ

ませんけれども持っておりません。いわゆるばらまきというような、そういう私も認識でございましたものですから。したがって、今回またそれを議員さん方に御理解いただきたい。しかも、前回のときには非常に唐突で、余りにも説明不足だったということでもあったと思います。その反省を踏まえまして、議員さん方にもまた御理解いただけ——若干の時間ございますから、12月の2月、3月ということですから、その間、御理解いただけたらということを出すと、出そうということ、これは私の思いでございました。それから、当然担当課長ともその辺のところはどうかというようなことで打ち合わせましたし、それから経営会議でもやっぱりそういう話はいたしております。したがって、単なる私のトップダウンということだけじゃなくて、協議した上だということは申し上げておきたいと思います。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

敬老祝い金は、副町長の問題で私もちょっと憤慨した面もあると思います。だけど、私が心配しているのは、そういうものをやはり副町長としての中に入れて、その政策決定をするのが今後大きな行政事務といいますか、幅広い問題が出ますので、その辺はやはり管理職の上にそういう人もぜひ——しかし、何回も言いますように来年3月までは置かないということですので、今さら言ってもあれですけど、そういう問題を町長が政策決定するときは、課内といいますか、トップダウンも必要ですし、ボトムアップも必要だと思いますので、十分その辺を執行していただきたいと思います。

それともう1つですけど、皆様執行部の方が座られています。町長が一応来年の2月まで任期で、あとの課長は、執行部はあと2年間で今課長さんたちは全員定年を迎えられるわけですね。この問題を私が思うのは、結局全員定年になるわけですね。一番私が危惧するのはあと2年、町長はあと1年、その間の事務の継承、この事務の継承——自民党政権から民主党政権になっているんな問題があったといいますけど、やはり行政サービスは一日なりとも滞ってはいけないし、私が心配するのは皆さんが全員2年間で退職されると。今後、町長が非常に考えていただきたいのは事務の継承というか、一番ノウハウを持った課長さんたちが全員定年でおやめになると。その行政サービスについての継承問題、その問題についてどういうふうにするかというのを町長はお考えになったことございますか。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

それはやっぱり、もう職員の間ではいろいろと話しております。来年の3月までで5人がかわるということ。それから、その後また総入れかえみたいなことになるんですけども、それまでにはやっぱり次を育てるといいますか、係長なり何なりということに十分、事務なり、あるいは管理なりのやり方をしっかり継承していかなければいけないという、そういう危機意識は私どもも持ちながら、それを今進めておるということでございます。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

一応町長、当然考えておるということございましょう。私、特に事務の継承、新しい人、極端な言い方をすると、この議場あたりにも、委員会でも係長なり、そういう人たちも今後積極的にこの1年間にとって、こういう問題が議会内部であっているということも含めて、事務についての継承といえますか、そういう問題についてもぜひ今後重要な課題としてとらえていただきたいと思っておるところでございます。そぎゃんところまで心配せんでよかと町長はおっしゃっているんだと思いますけど、老婆心ながら、非常に町政にとっては大事なことでございますので、今までやってきた事業なり、その職員問題も人間ですから、行政といえども人をどう使うかとなっておりますので、その辺も十分考えて対応していただきたいというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

ありがとうございます。御心配をおかけしています。しかしながら、先ほど出ました、次を育てるという意味で係長なりをここに同席させるというのは、前々回ぐらいから一般質問のときにはお願いをいたしまして、今度からはたしか議案審議のときにもさせていただけないだろうかというようなお願いはしておるところでございます。しかし、あくまでも職員も業務がございますもんですから、その業務に支障がない範囲でということにはなろうかと思っております。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

町長、心配なくやるということでございます。ぜひその辺もですね、副町長を置かなくて財源削減もできて、事務もスムーズにいて、町民サービスもできたということで、今後、永久に基山町は副町長は要らないというふうな行政にぜひやっていただきたいと思います。一応この副町長問題については以上でございます。

1つ、来期上のことは、出馬するとか、来年の2月に出馬とか、そういうことはまだ言えないというふうなことでございましょうけど、結局、ことしの12月ぐらいまでは副町長を置くのか置かないのかの決断は、条例改正が必要であるというふうな認識でございますので、その辺よろしく願いいたします。

それと2項目めでございます。道路行政について質問をさせていただきます。

これは今のところ全く整備計画は策定していないと、今後策定する気もないというふうに私受け取ったんですけど、基山町の道路行政についての整備計画とか全くなくて、今、道路行政をやっているのはそのときそのとき思いつきでされているという理解でいいですかね。

○議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

道路行政につきましては、第一義が、総合計画が基本になってくると思います。それに基づきまして実施計画が3年ずつ、ずっとローリングしていきますけれども、その中で予算との兼ね合いを見ながら実施計画で計上していくということでございます。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

もっと元気に発言してください。ちょっと聞こえんからですね、堂々とやってくださいよ。だから、整備計画はつくらないということでしょう。

○議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

現在のところつくっておりません。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

今後もつukらないということですか。

○議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

今後もつukる予定はございません。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

町長、今の担当課長の発言をお聞きになって、今後、特に高齢化になって交差点なりバリアフリー、車いすとか、いろんな整備があると思うんですよ。大局的な整備、今後どうするとか、そういうことすら担当課長はつukる気、あれはない、今後とも全くないと。しかし、実施計画に策定を入れてあるところがあると思いますよね。そういうのを包含した、基山町は5年先までにはどのくらい、どういうふうにするという整備計画ぐらい私はつukるべきだと思いますけど、町長もつukるべきではないと、つukらないというふうな認識でしょうか。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

先ほどの鳥飼議員の言葉にいろいろ言うつもりもございませんけれども、どうも思いつきと言われると、あれ、思いつきなのかなというようなちょっと疑問、私自身疑問を持ちます。基本的には長期、しかも大きい道路計画というのは、今の時世、いろんな状況から考えて、つukれない、つukるべきじゃないというような気もいたしております。やはり身近なものから取り組んでいこうというような、これは基本の姿勢でございます。そして、その中で優先順位をどう決めるかというようなこと、これはやっぱり、しっかり私どもも一つの指針を持ってやっていかなきゃいかんというふうに思っております。もう言わんほうがいいですね。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

そこで、今度の一般質問にも他の議員からも出ていると思いますけど、3項目めの塚原・長谷川線の問題。特に私の地元も関係ありますけど、この塚原・長谷川線の延長ができない原因は何かということですけど、この塚原・長谷川線の計画は、今から25年前の第2次総合計画において町道城戸1号線から園部の金丸、今温浴施設が建ちようとする金丸のそこまでに、2.5キロメートルの道路計画を25年前の第2次総合計画で発表されているんですよ。それから、第3次総合計画、第4次総合計画にも町長は記載されてあるんですよ。

例えて悪いですけど、白坂・久保田2号線というのは将来的にあったけど、それと本桜・城ノ上線の問題については全くそういうのはなかったんですよ。防災上なりいろんな面でされたと思いますけど、私はこの優先順位の決定の仕方、先ほど財政的に考えると現段階では難しいと思っているということなら、町長はもう総合計画にのせたらいかんとじゃないですか。もう考えていないと、白坂・久保田線の問題は財政的にきつからということですけど。

はっきり言って、今度の平成22年度の基山町の補正予算をちょっと見せていただくと、財政調整基金に20,000千円も借らなくていいと、すると減債基金に50,000千円、70,000千円の剰余金が平成22年度の基山町の財政で出ているんですよ。それは結構ですよ、その辺は基金に必要ですけど、財政的にきつから何もせんじゃなくて、基本的に町長は塚原・長谷川線については全くつくる気はないと。25年前から前々町長から計画のこの物について町長は、前の町長がしているんだから私はつくりないと、そういうとはひとつ明言していただいたほうが地元の方もですね——そして、私としてはこのぐらいの調査費なりそれを検討するぐらいはですね、調査費の計上ぐらいは当然、これだけ実施計画にのせてきている事業ですので当然あってしかるべきだと思いますけど、調査費すら担当課長は全く計画していない、町長も全く計画していないならば、私は総合計画の実施計画から削除すべきだと思いますけど、町長なり課長、答弁をお願いします。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

今さっきちょっと言いかけました優先順位といいますか、この辺はしっかり、何を先にやるかというようなことを考えなきゃいかんというのが一つでございます。それはやはり危険

度といたしますか、緊急性といたしますか、その辺がやっぱり優先されるべきかなど。それ以前にやっぱり一つの約束ということ、これもやっぱり大事な部分だというふうには思っております。

それで、総合計画にのせておるからということでございますが、必要性は感じるということでのせておるということでございますので、これに本当に調査費なり何なりということになると、すぐできるというような期待感もお持ちになるかもわかりませんし、これは必要性は十分私どもも感じておると。しかしながら、危険性からいろいろ考えますと、城ノ上線なり、それから将来の白坂・久保田線ですか、あれも将来性を考えると、あの地区のパーキングエリア、あの周辺の地区の発展、開発ということもちろ話題に上がっておったようなこともあるものですから、あの辺もやっぱりということでございますけれども、これはちょっとこの前頓挫したということです。したがって、そういうふうなことでいろんな角度から検討しまして取り組んでいくと。それにしては、やはり一遍にあれもこれも、あっちもこっちもというわけには、財政的にもとてももちませんので、その辺のところは順次考えていきたいというふうに思います。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

町長の御答弁をお聞きすると、どうなっているのかな、ちょっとぐるぐるぐるぐる回ってもとに戻ったような感じがするんですけど。結局基山町の道路整備を、先ほど町長は危険とかおっしゃいましたけど、25年前に金丸のところまで、城戸線から2.5キロを都市計画街路でつなぐというのが当時の第2次総合計画の道路網であったんですよね。当然、これを全部せろとは言いません。やっぱりその時代、時代でできなかったときは、そういう整備計画を変更していけばいいんですよね。

で、整備計画すら立てようもしない、立てる計画もない担当課長がいらっしゃいますけど、こういうのをですよ——私が言うのは、ぴしっとしたとを何十時間かけて、コンサルタントを立ててしてくれとは言っていないですよ。やはりその中で優先順位をつけて、計画性の中で優先順位をつけて、その中で実施に移るといって、そういう計画的な執行のためにはぜひ整備計画が必要ではないかと。ただ、そのとき、ある程度その辺の陳情なり、そういうことであって危険だからどうかしてくれ——いや、そういう緊急、突発的な事業というの

はあると思いますよ。だけど、そういうのも含めて、やっぱり基山町の将来の道路というのが住民にとって一番大事な生活空間といいますか、大事な移動手段の道でございますので、特にバリアフリー化、基山町も相当段差解消とか、そういうものもありますので、今、高島団地あたりは立派になっていますけど、ああいうのを計画的にどうするかということをごひ私は整備計画にのせて、それによって優先順位をつけて、それによって道路行政の執行をお願いしたいというふうに強く要望しておきます。

それで、最後です。税務行政についてでございます。

先ほどの町長の答弁にありますように、私もこの予算書を見るとわかりますように、非常に財源といいますか、減収が非常に著しいわけですね。例えば、先ほど町長が御答弁されましたように個人町民税、そのほかに法人住民税とかありますけど、端的な例が、平成19年度と21年度までには課税調定額はほとんど変わらないんですよ。だけど、22年度から急激に減っているんですよ。19年度と20年度で、22年度で、1年間で70,000千円の個人町民税が減少しているんですよ。23年度では同じく60,000千円、税収が減額しているんですよ。ということは、ことしの補正予算の場合が60,000千円ですね。この2年間で130,000千円の個人町民税が減収になっておるわけです。130,000千円の全体の税収の課税総額の14%の町民税、個人で払っていただく町民税が減収になっているんですよ。

それと伴って、平成19年度は滞納が20,000千円だったのが21年度には30,000千円、恐らく22年度は三千何百万円、またふえると思いますけどですね。こういうふうに課税額の税収は減ってきて、徴収率は上げて、それはもうこういうふうな社会経済状況で、税務当局は頑張っていると思いますけど、こういう厳しい現状でございますが、町長、この現状を御存じだと思いますけど、どういうふうに考えてありますか。私が今言った減収と滞納との関係を町長はどういうふうに理解してありますか、お尋ねします。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

減収の原因、いろいろあるかと思いますが。景気の問題もございましょうし、それから人口の問題もございましょうし、いろいろ絡まって減収になってきておるとことは私も危機感を持っております。これは何とかやっていかなきゃいかんということ。

それから、徴収率におきましても、やっぱりこうなってくると滞納者がついふえてしまう

というようなことだろうと思いますもんですから、それはそれなりの対応をしていかなきゃいかんというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

同じ質問を税務課長。

○議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

○税務住民課長（重松俊彦君）

今、鳥飼議員が申されました減収の関係ですけれども、やはり町長が申しましたように人口減、あるいは近況の景気低迷による、例えば高校、大学の就職率の低下とか、あるいは会社の倒産、リストラによるものとか、いろいろな要因があると思います。それとやはり一番問題なのは、納税者の税の公平に関する納税の意識の希薄さといえますか、そういうのがやうせているということで、税収の減につながっているんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

今町長、税務住民課長の答弁ありましたけど、このことと、こういうふうな急激に毎年、来年も再来年も下がっていきましようけど、これと基山町の財政運営との関連について財政課長の見解をお伺いします。

○議長（酒井恵明君）

財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

ただいま町長並びに税務住民課長が答弁申し上げましたとおり、非常に厳しい状況であるというのは間違いございません。そういう状況の中で基山町が一つの自治体として運営してきたのには、やはり歳出削減なり、非常な予算の縮減なり、そういうのを図っていかなければならないというふうに考えております。

ただ、逆に申しますと、税収が減ることになりますと、ルール上からいくと普通交付税がアップしてくると（「取らんがよかと」と呼ぶ者あり）ということも考えられますので実質減った分で、例えば1億円減ったということになれば、制度上からいけば25,000千円の――75ですから、基準財政収入額に入れ込まれるのがですね。25,000千円の財源不足という考え方になろうかと思えます。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

財政課長は、税収が減っても交付税で75%もらえるからというふうな考えではないと思いますよ。ないと思いますけど、しかし、基本は皆さんの、町民の方々の一人一人の町税を使って基山町政はやっているというふうな基本で、先ほど税務住民課長は町民の人が希薄になったからと一言で御発言されましたけど、そういうのは当面わかっていただくような、基山町の税務当局がそういう努力をぜひ、住民の人が希薄化やけん、納める人が少のうなったけんじゃなくて、そういう面を十分考えてPRといたしますか、税の大事さをPRというか、町民の人に理解していただきたいと思っております。

ちょっと時間もあれですけど、私これ一つですね。昨年度からですか、コンビニ納付ができましたですね。私は非常に納税者というか、町民の方については利便性があることで、利用者が6%と8%となっていますけど、このコンビニ納付について、この辺の近隣ではどこでもやっていることですかね。その辺のコンビニ納付については、全国的な問題か、この辺だけの問題か、それをお知らせください。

○議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

○税務住民課長（重松俊彦君）

ただいまの鳥飼議員の質問ですけど、コンビニですね、これは全国的にもうやられております。基山町につきましては、セブンイレブンとか、ローソンさんとか、ファミリーマートとか、そういうのが対象になっています。このメーカーといたしますか、コンビニは23店舗が該当しまして、全国にあるコンビニで24時間いつでも納めることができるということになっております。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

それと、非常に多様な納付方法があつて、利用者に利便性があるということでもいいですけど、先ほどの答弁で私はもう一つ、納税をしてもらう人が便利のような窓口納付と口座振替ですね。先ほど言われたように、一般の町民税については、口座振替は27%とさっき答弁されました。国保税については53%の口座振替なんですよね。こんなに倍も国保税は口座が多くて町民税は少ないという、この原因はどういうふうになっていますか。

○議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

○税務住民課長（重松俊彦君）

ただいまの質問ですけれども、口座振替の推進に励んではおるんですけれども、今現在、私の手元に資料を置いているのは、19年度で個人町民税が26.38%、それから固定資産税が38.74%、それから軽自動車税が24.77%、それから国民健康保険税が54.45%ですので、19年度自体も町民税と国民健康保険税はやっぱり倍近く違っておると。この原因ですけれども、やはり口座振替というのが、その口座に預金を入れておかにゃいかんわけですね。そうしないと自動的に引き落としになりませんので、そういう管理といいますか、そういうので若干、口座推進に低下といいますか、そういうのがあると思います。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

税務課長、ちょっと私がいわからなかった。問題はですよ、私が言うのは国民健康担当課のほう而努力して口座振替を推進されてあつて、一般の税務課の町税のほうは口座振替の推進はしていないというふうに、端的にそういうふうに考えますけど。

国保税関係については国保税を担当されてある方の部局が口座振替に非常にされてあつて、税務課の一般税のほうはされていないのかと。もっと私は口座振替制度に移行して、住民に知らせるようにしてほしいということをお願いします。

○議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

○税務住民課長（重松俊彦君）

ただいまの質問ですけど、一応税務課は賦課徴収というのが担当になっていますので、個人町民税もここでも同じ扱いです。だから、推進は同じようにやっていますが、結果的にこういうふうな加入率になっております。（「そして、今後どうするのか」と呼ぶ者あり）今後はやはり、納税相談等を極力しまして、口座加入を促進していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

ぜひ口座振替制度、コンビニも出てきましたけど、そういうことで国保の半分しか一般税は口座振替——だから同じ通帳だと思えるんですけどね。その辺でぜひ、これは私は国保並みにでも推進をぜひ頑張っていたきたいというふうに思っております。

それと、最後といたしますか、長期滞納者と。先ほど非常にこれも問題になってきておる、滞納額の増加とともになっていますが、この長期滞納者の定義はどういうふうにとらえてあるんですか。

○議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

○税務住民課長（重松俊彦君）

長期滞納者という定義はないと思いますが、通常この徴収等で長期滞納者という文言を扱われる場合は、大体3年ぐらいが多いみたいです。というのは、あるまちでは要綱とかで長期滞納者という定義づけをですね、12カ月延納した場合は長期滞納者というふうで位置づけているところもあります。

以上です。（「うちの場合は」と呼ぶ者あり）うちはありません。（「いやいや、この数字が、この定義は」と呼ぶ者あり）定義は3年と考えております。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

これがどんどんどんどん不景気になると早目早目の、長期滞納者にならないような推進をぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それと、長期滞納者になって滞納処分をすることになりますけど、基山町は預貯金を557千円差し押さえて基山町の税のほうに回したと。それと年金というのは、この年金19件というのはちょっと私もあれですけど、年金からもらった——ちょっと説明していただけませんか。年金、どういうふうな。

○議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

○税務住民課長（重松俊彦君）

これは日本年金機構に口座から引き落とし依頼をしまして、それはもちろん相手の納税者と協議の上で引き落としをやるということで提携を結びましてやっております。大体五、六名の方がこういうことでやっておられます。そして、延べで、今19件やってきております。

以上です。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

それと、前基山町ではネット競売とかもされてあったと思いますが、もうそれはおやめになったんですか。

○議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

○税務住民課長（重松俊彦君）

基山町では19年の6月にインターネット競売を実施しております。動産で10件ぐらいやったですかね。ところが、競売にかけて余り費用対効果がなかったと。時間がかかったり、人件費をかけても費用対効果がなかったということではなっていますけれども、やはり基山町としての姿勢といいますか、強制執行といいますか、差し押さえに関しては、大いにPR的なものにはなったというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

そこで、費用対効果。それは当然ですね。インターネットにするのに100千円かかって、実際は二、三万円しか入らないことがあります。これで一番問題なのは、動産、不動産はや

っていないということですが、ウにありますように、佐賀県の滞納整理機構へ基山町は参加しないと、基山町独自でやると。

私は今滞納者の高度な裏技があっているときに、基山町だけでそれに対応した滞納処分等ができるかと。私は県と一緒に弁護士なりそういうふうな組織に入って、整理機構に入って、基山町も参加して悪質な滞納者については徴収体制を充実していくというのが必要であると考えておりますけど、先ほど人間がどうのこうのだからしませんという、将来的にもこれは滞納整理機構には基山町は入らないのですか、それとも県内で入っていないのは基山町だけですか。

○議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

○税務住民課長（重松俊彦君）

佐賀県の滞納整理推進機構というのは、佐賀県で10市10町の中で加入してあるのが17市町です。それで、加入されていないのが佐賀市と鳥栖市と基山町です。それで、21年度から23年度まで3年間実施をされていますけれども、一応3年間のうち2年間は派遣してくださいというふうになっております。それで、3年間とも派遣する団体もおられます。ただ、基山町としては、皆さんのおかげで徴収も何とか高位置にありますので、今の現体制で何とか減収率といたしますか、低下率を抑えてやっていきたいというふうに考えております。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

最後ですけど、町長にこの税務行政、私は重要な行政と思います。今担当課長も言いましたように、基山町はのおかげで県内でも徴収率がいいということですが、基山町、今後の税務行政の意気込みについて、町長に最後に質問して私の一般質問を終わります。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

税務行政——徴収ということに限らず、（「いや、全体で」と呼ぶ者あり）それは先ほど申しますように、税収の落ち込みと、それから徴収率の低下ということは非常に危機意識を持っておりますので、これから両面にかけて方策をとっていきたいというふうに思います。

○議長（酒井恵明君）

財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

先ほど鳥飼議員の質問の中でちょっと誤解じゃないですけども、決して私どもは将来の財政運営を楽観しているわけじゃございません。私が申し上げましたのは、そういうふうな制度を申し上げただけであって、決して今後の財政運営を楽観しているというふうには思っておりませんし、先ほど言いましたように、今後も無駄を極力省いて歳出の削減等を図りながら、自主財源の確保を図りながら財政運営をやっていかなければならないというふうにご考えております。よろしく申し上げます。

○議長（酒井恵明君）

以上で鳥飼勝美議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩いたします。

～午前10時41分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

次に、重松一徳議員の一般質問を行います。重松議員。

○2番（重松一徳君）（登壇）

皆さんおはようございます。2番議員の重松です。1期4年間、議員をさせていただきまして、最後の16回目の一般質問になります。今回は、総括的な質問にもなりますが、基山町の5年後、10年後、そして基山町の将来を町民全員で考えるという大変重要な課題、まちづくり基本条例と自治体合併問題を中心に一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

まず、質問事項1は、まちづくり基本条例についてです。

今日まで多くの議員も質問されましたし、議会としても1年間をかけて特別委員会を設置して審査してまいりました。結果、昨年9月議会で可決をし、いよいよ4月から施行する運びになりました。しかし、多くの問題を内包していますし、4月施行で混乱しないように今議会で改めて質問をいたします。

第1点は、町民への広報、説明をどのようにするのかということについて説明をください。

第2点目は、地域担当職員の配置計画についてです。昨年9月議会での論議、そして12

月議会での一般会計補正予算、職員の勤務時間外手当430千円追加のときの論議の中で、各地域への職員の配置計画をどのようにするのかという質問もありましたし、町長もその方向の検討をするというふうな答弁もありました。

そこでまず、職員の各区所属、例えば、1区に何名、2区に何名というふうなぐあいに、職員数がどのようにになっているのかについて、まず説明をください。

次に、職員を地域に配置する計画がそもそもあるのか。あるとすれば、具体的にどのような基準に基づいて配置計画をされるのか、説明をしていただきたいと思います。

また、具体的問題として、職員を各地域に配置した場合、勤務時間内としての取り組みも当然ありますし、熊本県の氷川町の研修も全職員、そして議員も受けましたけれども、ボランティアとしての活動もあるというふうに思いますが、時間外勤務とボランティアとしての取り組みをどのように整理していくのか、説明をお願いいたします。

3点目に、まちづくり基本条例を活用して、例えば、町民から提案や町民活動団体、そして地域コミュニティーからまちづくり計画の提案等が出された場合、それを審査するのは町長、そして課長を初め、町執行部機関だけになっていますが、提案等を審査する意思決定機関においても、意思決定段階においても、協働で行うように町民代表を入れるべきではないのかと思います。どのような認識でしょうか。

質問の趣旨がなかなかわかりにくいと思いますが、2回目以降でまた具体的に質問をしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

次に、質問事項2として、自治体合併について質問いたします。

この問題は、12月議会で詳しく質問する時間がありませんでしたので、改めて質問いたします。

まず第1点は、町長は3年前の2期目当選のとき、新聞インタビューで合併問題についてこのように述べられています。「合併は、私自身は旗振り役でもなければ、否定もしない。町民の皆さんに情報を提供し、話し合っていきたい。」と述べられましたが、3年間、具体的に町民の方にどのような情報を提供し、どのような話し合いを持たれてきたのか、説明をしていただきたいと思います。

2点目として、残り任期が1年となりましたが、合併問題に対してどのような取り組みをされるお考えがあるのかを説明してください。

3点目に、ことし2月に鳥栖の市長選挙がありました。御存じのように、橋本市長が2期

目の当選をされました。橋本市長は選挙公約に基山町との合併をうたわれていたわけですが、合併問題について今後議論していく考えがおありなのか、また説明をお願いいたします。

合併問題の最後の質問ですが、12月議会と同じ質問をしています。回答が大きく変わることはないだろうというふうに思いますが、大変大事な中身ですので、改めて質問をいたします。

合併を問う直接住民投票を実施する計画があるのか、質問いたします。

次に、質問事項3として、一般行政について2点質問しています。

この質問の趣旨は、行政が住民サービスを行うとき、どのような思考に基づいて計画実施をしているのかということを検証したいということで、町民にもわかりやすい問題として2点質問をいたしております。

第1点は、12月補正予算で取り組むことになりました子宮頸がんワクチンの接種率が85%、H i b ワクチンの接種率が60から50%、小児用肺炎球菌ワクチンの接種率が同じく60から50%に設定された根拠は何でしょうか。また、23年度はどのような接種率を設定されているのか、説明をお願いいたします。

最後ですが、23年度の循環バスの運行計画はどのようになっているのか質問いたしまして、1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、重松一徳議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目は、まちづくり基本条例についてでございます。

(1)町民への広報、説明をどのように実施していくのかということですが、3月1日号、15日号で掲載をいたしまして、区長説明会を3月18日に、そして3月22日に団体対象に開催を予定いたしております。また、町民の方には4月以降に予定したいと考えております。

(2)の地域担当職員配置について、アの職員の各区所属はどうなっているのか、各区の職員数を示せということです。1区が6名でございます。2区が6名、3区が9名、4区が8名、5区が6名、6区が8名、7区が9名、8区が5名、9区が29名、10区が1名、11区が11名、12区6名、13区が1名、15区が1名、16区が2名、17区1名、町外が32名、計の141名となっております。

この職員を地域に配置する計画はあるのかと、あるとすれば具体的な基準はどうかということをございますけれども、現在考えておりますのは、一応三、四地区ぐらいいとりあえず区分をいたしましてと思っております。1つは中山間地区、必ずしも適当じゃないと思っておりますけれども、中山間地区として1区、2区、4区、6区と、それから工業と住居の混合地区で5区、7区、8区、10区、13区、それから商業と住居の混合地区ということで3区、9区、11区、12区、それから団地という見方をしまして14区、15区、16区、17区の4地区に分けて、基本的にはその地区に住む職員を割り当て、来年度はまず各区から出された提案状況等を検討、協議し、どう対応するかというようなことも含めて担当地域の状況把握に努めたいと思っております。

それから、ウの職員の時間外勤務とボランティアをどのように整理するのかということをございます。原則、業務命令での仕事と考えておりますので、時間外勤務になります。

(3)の町民提案等を審査する町執行部機関に町民代表を入れ、意思決定も協働すべきではないかと思うが、どのような認識かということをございます。

町民提案の審査の段階で町民代表を入れることは考えておりません。まちづくり推進審議会の設置を予定いたしておりますので、その中で町民代表として全体的な状況を見て調査審議を行っていただきたいというふうに思っております。

それから、2の自治体合併についてでございます。

私が2期目当選の新聞インタビューで申し上げたということをございますけれども、合併は「私自身は旗振り役でもなければ、否定もしない。町民の皆さんに情報を提供し、話し合っていきたい。」と言ったということをございます。3年間具体的に何をしたかということですが、合併については、以前から一貫して、民意を扇動という言葉はいかがかと思っておりますけれども、旗振って推進も否定もするべきではないと。こんな大事な問題は、やはり住民の皆さんがじっくり十分検討し、納得して方向性を決めるべきである。そのためには時間をかけることも必要というふうに私思っています。この3年間、鳥栖基山地域ビジョン検討委員会に続き、両市町連携強化に向けた勉強会、さらにはその取り組みをしてまいりました。

(2)の残り任期1年だが、合併に対してどのような取り組みをするかということをございます。急いで具体的にどうするかということではなく、この1年も連携事業を進めながら、互いに理解、あるいは信頼を深めていきたいというふうに思っております。

(3)の鳥栖市新市長と合併について議論する考えはということですが、これまでも折に触れ、市長さんとは合併を話題にして話したことがございます。それで、互いの思いはある程度わかり合っているかというふうに私思っております。これから、議論ということじゃなくても、対話、話し合いは行っていきたいというふうに思っております。

(4)の合併を問う直接住民投票を実施する考えはということですが、これはいろいろと議論が出てまいりまして、いよいよどうするか結論をするというときには、やはり住民投票もあり得るというふうには思っております。

3の一般行政についてでございます。

(1)12月補正予算で取り組む子宮頸がんワクチン接種率85%、H i b ワクチン接種率60から50%、小児用肺炎球菌ワクチン接種率60から50%にした根拠は何か。また、23年度はどのような接種率を設定しているかということでございます。

平成22年度における3ワクチンの接種期間は、1月20日から3月までの3カ月間ですので、本来、期間だけ言えば12分の3、25%となりますが、保護者の関心も高いことから接種率も高まると予想し、その接種率を設定いたしております。平成23年度の接種率についてでございますが、子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、新規に対象となる中学1年生については100%、中学2年生以上は85%と設定をいたしております。次に、H i b ワクチンでございます。標準的な接種開始年齢の生後2カ月から7カ月未満の乳児につきましては100%、それから標準接種期間以外の生後7カ月から12カ月未満の乳児につきましては85%を設定しております。また、小児用肺炎球菌ワクチンにつきましても、標準的な接種開始年齢の生後2カ月から7カ月未満の乳児については100%、標準接種期間以外の生後7カ月から12カ月未満の乳児については85%を設定いたしております。

(2)です。23年度の循環バス運行計画はどのようになっているかということですが、今年度より各路線において午前と午後の便を一部増便いたしました。平成23年度の運行につきましては、今のところ同じ運行を考えております。

以上です。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

それでは、2回目の質問を行います。

先ほど言われましたように、3月18日、そして22日に区長さんや各種団体に説明をするというふうなことですけれども、1つは、これはどなたが説明されるんでしょうか。職員みずからがされるのか、それとも委託されている会社の方がされるのか。それから、説明は、条例の中身について説明をされるんでしょうか、それとも具体的な取り組みも交えながら説明をされるのでしょうか。これについて、まず質問いたします。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

今のところ3月18日と22日で予定いたしておりますが、職員で対応させていただきたいと思っております。それから、内容につきましては、条例、あるいは具体的例とか、そういうのを含めまして、トータル的に皆様にわかりやすいような説明を中心に考えているところでございます。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

あとの関係もありますけれども、勤務時間外であるのかとかいうのはまた後で質問いたします。

それで、昨年9月に条例は可決しまして、約半年もうたちました。いよいよ4月から施行という、もうせっぱ詰まったところまで来ました。私も1週間ぐらい前でしたか、職員への説明会があるというふうにお聞きしました。随分遅いなというふうに思ったわけですが、そのときに使われていた資料として、私、ちょっと1部もらったんですけれども、基山町まちづくり基本条例の解説及び基山町まちづくり推進審議会条例案の解説というのが職員に配られたと思いますね。これが平成22年の10月1日付で発行されています。昨年の10月にこれはもうつくられたんだらうと。そうすると、議会は、12月議会もありましたし、臨時議会もありました。議会が1年間かけて審議して、やっと昨年9月に賛成、反対、両論ある中で可決して、その条例の解説についてつくられた部分が、これは議会にはまだ出されていません。これはなぜ議会のほうにまず提出されなかったのか、説明をお願いいたします。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

最初のときに条例のいろいろ御審議いただく際に1回出させていただいたというふうに聞いております。その際、いろいろと変更いたしましたので、それにつきまして改めて出させていただいておりますが、これにつきましては、私が職員の研修等につきましてのほうでいろいろとしておりました関係で大変申しわけございません。議会のほうには、一応整備をいたしまして、条例のほうはもう案をとりまして、審議会につきましては今度御審議いただきますので、案といたしまして準備をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

これはぜひ早目にお願いしたいと。中身的に私もまだ詳しくは目を通していませんけれども、条例についての解説ですので、解説のとらえ方によっては随分違うんですね。だから、そこも議員としても、議会としても審査しなければならないと。こういう解説でいいのかと。本当に町民の方が読んでわかるような解説になっているのかと。これは、勉強会として、職員に対しての勉強ということで作られたら、私は、専門的なことも書かれていますので、それでいいと思いますけれども、町民の方に説明するときには、なるべく町民の方が読んでわかりやすい解説にしないと、とてもこれは読んでもらえる中身じゃないと思うんですね。だから、実際の活動されている実態例を出しながら、そしてなるべく文章もわかりやすく短くするような工夫をしなければなりませんので、ぜひそういうことでお願いします。

それで、2番目の質問に入りますけれども、各区の職員数も先ほどお示ししていただきました。そして、地域担当職員の計画を出されました。先ほど言われましたように、4地区に分けると。4地区に分けて、それに先ほど言われました職員数を当てはめると、商業、住居地区ですね、3区、9区、11区、12区、職員数は55名になります。そして、団地地区、これはけやき台ですね、14区、15区、16区、17区、そこには職員数は4名しかいらっしゃいませんね。大変アンバランスがあります。そこをまずどのように整合性を持たせて取り組みをされようというふうなお考えか、説明をお願いいたします。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

確かに単純に職員を分けますと、こういうふうなバランス的に多かったり、少なかったりございます。まずは、町外の職員が32名おりますので、その町外の職員をある程度この中にまた組みかえといいますか、分けさせていただきたいと思いますが、基本的には職員の希望をまずとらせていただきたいというふうに思っております。その中で、どうしても偏ったりする場合につきましては、一応企画政策課のほうでバランスよく調整をさせていただいて、場合によってはその地区の担当、住んでおるからといって、その地区に必ずしも該当するというような形はなくなる場合もあると思っておりますので、人数的にはバランスをとっていききたいというふうに考えております。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

1つは、今言われましたように、職員数のバランスをとるというのも大事ですね。それともう1つは、この4地区に分けられた、私はそれは決して間違いではないと思うんですね、当初はこの4地区というのは。しかし、この4地区、中身を見れば、例えば、私の地元にもなりますけれども、工場、住居地区、5区、7区、8区、10区、13区、主に国道3号線よりも左側、全部一つの地域としてなると。例えば、13区、本桜地区、10区、きやま台、5区、7区、ばらばらなんですね。団地もあれば、工場地帯もあれば、商業地といいますか、住居地帯もあれば、農業地もあると。それぞれの地区がそれぞれ抱えている問題は違うんですね。それを一つ、まとめてというふうになれば、これはなかなか難しいと思うんですね。基山町にはせっきく17区行政区があるんですね。この17区の行政区、それぞれ持っている、区長さんが今、苦勞されながらも各区で持っている悩み等を把握されながらいろんな取り組みをされているわけですが、場合によっては、せっきく基山町の今まで作り上げてきた17区を大事にする中で地域割りをすると。早い話が、それぞれ17区に職員を配置するみたいな計画ですね。先ほどは4地区に分けるという計画ですが、17地区に分けるみたいな計画のほうがすっきりするのではないのかなというふうに思いますけれども、これは将来の課題にもなりますけれども、そういうのも検討されることになるのでしょうか。説明お願いいたします。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

まず、当面は——当面というか、来年につきましては、少し検討期間というのを設けさせていただきたいと思っておりますので、この4地区で対応したいと。ただ、その地区の交流といいますか、職員間でもまた、必ずしも1地区だけで検討するんじゃなくて、お互いの地区でまた協議する場合も必要かと思いますが、最終的には各区、そういうところに担当職員の配置を考えたいというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

そうですね。この問題、私もまだ具体的にどのような問題が発生するというのを、これは施行してみないとわからないというのがありますね。だから、当面、いろんな問題を把握するためには、その4地区に分けて、先ほど言われましたように、職員の希望もとりながらその地区に入っていくというのも大事だろうと思うんですね。しかし、将来的には、小まめに、そしてきめ細やかにやっぱりするためには、せっきく基山町の17区を大事にしたい、そういう形での地域担当というのが本当に私は一番すっきりするのかなと思っておりますので、ぜひこのようにまた考えもしていただきたいと思っています。

それで、次の質問に入ります。

これはなかなか難しいんですね。勤務時間外の仕事といえば仕事なんですね。しかし、いや、これはボランティアでと言われればボランティアにもなります。最終的に、町長が職員の方と十分話をする中で一定の方向を決めなければならない問題でもあるんですね。それで、これは基本的なところで最初に質問いたしますけれども、すべてにおいてこれは時間外勤務として取り扱おうと、このまちづくり基本条例にかかわるいろんなことについては。それでいいんでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

基本的には業務命令という形でお願いしたいと考えておりますが、場合によっては、必ずしもやはりそういう分けをできない場合もありますので、必要によっては、やっぱりボランティアの活動も必要だろうというふうに思っております。ただ、幾つか私も、氷川町とかの

例もありましたし、隣の広川町ですかね、ここも昨年度からされておると。特に広川はまだ2年目ぐらいですから、非常にここが一番問題にやっぱりなっているそうです。基本的には業務命令という、広川町もそういうふうな形で進められておるそうですが、結果的には、やはり時間外になったときにはボランティアということをお願いしている形が多いということですので、最終的にはその場その場によって使い分けをしなければならないというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

「広報きやま」ですね、3月1日号、「4月1日から基山町まちづくり基本条例が施行されます」と書いていますね。まちづくり計画制度、基山町のまちづくり、次のものが含まれますよと。すべての分野が含まれるんですね。基山町が行っている行政、ほぼすべてがまちづくりといえはまちづくりなんですね。そして、この条例にかかわる部分といえはすべて含まれるんですね。だから、職員の方は今、各地域に入れば、行政組合の役員もされたり、子どもクラブの世話をされたり、体育委員の世話をされたり、そして地域でいろんな問題が発生すれば、やっぱり職員だからということであって説明をしてくれとか、いろんなことに今、町の職員の方はかかわってあると思うんですね。これもまちづくりといえはまちづくりなんですね。だから、どこかで一定程度整理しておかないと、それは言われるように、いや、勤務時間外とはならないんですね。これは当然ならないと思うんですよ。しかし、この基本条例に基づいて、例えば、先ほど言われましたように、地区の説明会をしなければならないとか、呼ばれてから出前講座なんかも今ありますけれども、いろんなことがあると思うんですね。そのときに、これについてはやっぱり町長が、おまえ、その地区に行ってから説明してこいというふうに出せば、これは業務命令なんですね。しかし、自主的に各地域の中で取り組むことについては、それはもうボランティアでというふうになりますので、私もこれについては、どういう問題が発生するというのは、大変わかりづらい問題がありますので、今から先の検討課題になると思うんですね。だから、そこら辺をしてもらいたいと。氷川町の例も言われましたよね。講演していただいて、氷川町のまちづくり推進室長の平逸郎さんですか、町の職員も私たち議員も全員研修を受けましたね。約三年、四年かけて、本当に町民、職員と何度も話し合って、そしてその中で制度をつくってきたと。職員の方は、こんな

にせからしかつたらもうやめたいと多くの意見があったけれども、氷川町が生き残るためにはこれしかないんだということで、最終的に、よし、じゃ、町長も職員もみんな一緒にやっ
ていこうということで決めたと言われましたよね。私は、よそのまねが決していいとは思
いませんけれども、やっぱりこういう先進的なところでされているところで参考にできる部分
は、ぜひ基山町もしていつていただきたいというふうに思っています。

それで、先ほどちょっと企画政策課長、将来どうなるかわからないというふうにあります
けれども、基本的なところだけちょっともう一回お伺いします。

勤務時間外とボランティアと、どこかで線引きをしなければならなくなると。そのときに、
基本的に、これはやっぱり勤務時間外の仕事としていかなと、これについてはやっぱりもう
ボランティアでやっ
ていこうと、そういう基本的なところが何かあれば答弁お願いいたしま
す。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

非常にそこら辺難しいところございますが、基本的に、やっぱり職員としてボランティア
でできるだけ参加をしていただきたいというふうに担当としては考えております。ただ、時
と場合によっては、どうしても業務命令で時間外の対応でやむなしということもありますの
で、そこら辺は1年間、ある程度させていただきました中で、今後、基本的な分類方法も含
めて検討させていただければと思っております。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

この問題、ぜひとも、やっぱりこれは内部的な話にもなるんですね、町長と職員間との内
部的な話にも。しかし、多くの町民の方がそれに関心を持ってあるんですね。なぜならば、
多くの町民の方が、今、ボランティアでいろんな取り組みに参加されていると。朝早くから
子供の安全を見守ったり、夕方も見守ったり、そして各地域では除草作業から、草刈りから、
街路樹の管理から、公園管理から、清掃から、いろんなことがされていると。すべてボラン
ティアでされているというのがあるだけに、じゃ、町とか職員の方は今後どのようにそれ
に対して対応するのかというのも見られているだけに、あんまり時間を置かずにでも職員の方

と十分話をして、やっぱりお互いに基山町のために頑張っていこうというふうな意思統一を
ぜひしていただきたいというふうに、これは要望をしておきます。

次の質問に入りますけれども、なかなか難しいといえれば難しいですね。町民要望や提案
が予算を伴うものがありますね。予算を伴うものに対しては、これはどうしても町長、町執
行部で査定して、幾らぐらい予算がかかるというふうな提案もありますね。ところが、予算
を伴わない事業もあるわけですね。そうすると、どうしてもいろんな提案に対して町執行部
だけで本当に決めていいんですかというのがあるんですね。確かに、後から問題にしますけ
れども、推進審議会もあるわけですから、それよりも以前の段階、町民、各種団体から
提案があった、この提案を審査する機関に町民代表を入れてはいけないということはないで
すね。一緒に考えていこうと。ただ、予算とか、いろんなことについては、これは町執行部
の方が責任を持って査定しなければならない問題がありますけれども、この提案をどのよう
に基山町に生かすのかというのは、これは町執行部だけで考えるべきではないというふうに
私は思っているんですね。この辺、町長、もう一回これは認識をお伺いしますけれども、や
っぱりこういうのに対してはもう受け入れる計画はないというふうに思われますか。どうで
すか。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

すべての提案とかに受け入れるということは考えておりませんし、事によっては委員会を
設置したり、審議会をお願いしたり、あるいはアンケート等もとらせていただいたり、そう
いう形での住民参加ということは当然やっていくべきだというふうな思いで、さっきのお答
えを申し上げたということです。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

私も最初、これはわからなかったんですね。たまたまいろんな講演会なり学習会なりする
中で、じゃ、まちづくりとは何でしょうか。新しい公共の仕組みとは何でしょうか。町
長がよく協働を言われますね。協働だけでいいんでしょうかと。協働と参加が車の両輪じゃ
ないんでしょうかと。今から新しい公共づくりをするときに、参加には、提案も参加ですね。

そして、活動することも参加ですね。もう1つは、提案されたことを意思決定する、これに町民の代表を入れることも参加と。これが大変今から先は大事なんだというふうな言い方をされているんですね。私も衝撃的な言葉といたしましょうか、受けたんですけども、町民の方、一般の民間の方は、奴隸的な、表現は悪いですよ、そういう言葉を使ったら、その参加を求めているわけじゃないんだと。意思決定に対しても参加をする中で、一緒に協働をやっていきたいと。そういうのを目指しているんだと。こちらから提案しました。10項目ぐらい提案がありました。そのうち、町長、執行部で査定をして、3項目だけは採用しよう。この3項目について、町民の方、取り組みをお願いしますというふうな協働を求めているのではないと。10項目出された項目に対して、それはいろんな予算措置もありますよ。いろんなことはあるけれども、それを一緒に町執行部と各町民、各種団体、考えていきましょうと。その中で、3項目については、これは今できるねと、お互いにできるねと納得する中で、この3項目を、じゃ、一緒に取り組もうじゃないかというふうな意思決定もやっぱり協働でできないのかと。そこをやっぱり求めていくのが、今から先、大変大事なんだというのを、私も勉強する中で、ああ、そうかな、本当にそれが大事なんだなというのも今わかってきて質問しています。ただ、口で言うのと実際するのは、それはもう全然違うと思うんですね。大変難しい問題も内包しています。ぜひともこれについては、今から先の勉強課題にもなろうと思いますので、十分またお願いもしておきたいというふうに思っています。

それで、先ほど答弁の中で、まちづくり推進審議会にも出すんだと、その中でもまた再度話をしてもらおうんだというようなのがありました。私は、後からまたこれは、今回、条例も出ていますので、議案審議でも詳しく質問しておりますけれども、これは本当に物すごい権限を与えるんだなと。場合によっては、これは議会以上に強い権限を与えるんだなというふうに思うんですね。それで、なぜそういうふうに思うのかといえば、まちづくり推進審議会条例の第2条の中に、「町民参加と協働の実施状況及びその効果と評価」、「町民参加と協働の推進と改善」、「まちづくり計画策定団体の認定に関する事項」、これはいいんですけども、5項目に「基山町まちづくり基本条例の改正または廃止に関する事項」、そこまでも審議会に求めるんですね。私は、これは議会の仕事なんだと、議員の仕事なんだという気もするんですね。当然、この審議会にかけられてからされるのもいいかもしれませんが。しかし、片方、これは議会の中で特別委員会を設置しても、これは議会としての審議、審査していかなければならない事項でもあるんですね。そこを飛び越えて、町民代表や各種団体の代

表だけで構成された中で審議する項目ではないというふうにも思いますけれども、この辺のことまで配慮されて今回の条例案は出されているのでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

条例の改正、廃止につきましては、議会の議決を経て行うということは当然のことです。ただ、その前に、例えば、基山町が条例の、いわゆる住民の方に負担を強いたり、余計に制限をつけたりする場合については、事前に皆様にお諮りをして、そういう御意見を聞きながら、また悪いところは改めていくという姿勢も協働の一つの中に入っておりますので、そういう意見をお聞きするという内容でありまして、当然そこら辺の議決の問題ということは考えておりません。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

議案審議でも十分議論しなければならない課題でもありますけれども、これは議長にもお願いしたいんですけれども、これについてはぜひとも継続審議の取り扱いをしていただきたいと。そして、条例は、議会は1年かけて審議したんですね。これに1年かけろと私は言っているわけじゃありません、推進審議会のこの条例に。しかし、これは議会としても十分審議していく中身だろうと、今議会で結論を出すには少し早過ぎるという気がします。4月に選挙があって、新しい議員になって、そこでの審議になるわけですけれども、できれば継続審議の取り扱いをしていただきたいと議長のほうには要望をしておきます。

それで、まちづくり基本条例の最後の質問にもなりますけれども、町民への説明が4月以降に行うというふうな話です。昨年の9月にこれは条例可決して、私はてっきりこの半年の間に町民への説明もあるんだろうなというふうに思っておりましたけれども、町民説明をどうしてこれは半年以内にできなかつたんですかというのが、する意思があったのかなというのが正直な気持ちでもあるんですけれども、どうしてこれはこういうふうにおくれたんですか。おくれた理由は何でしょうか。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

一応町民さんへの説明会も予定はいたしておりました。ただ、今回につきましては、特に職員研修というのを主体にさせていただいた関係もございまして、日程的にいろいろとちょっと調整がつかない場合もございました。それと、前回に各区を回りました、そういう説明会を1回させていただいておりますので、まず優先的に団体のほうをさせていただくと。それと、区長さん関係につきましては、特にやはり地域のいろんな活動の中で主体となっただけ場合が多いございますので、これにつきましてはまた再度お願いしたいということで、決して住民の説明会をやらないということではございません。できるだけ早く、来年度のうちにまた予定をしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

このまちづくり基本条例、約3年前から町民会議なり開かれてきましたね。私もずっと参加をしているわけですけれども、町民会議、最初のころはやっぱり多くの方が参加されたんですね。ところが、その後、講演会がある、シンポジウムがある、そして委託会社の説明会とかある、地区説明会もされましたけれども、回を追うごとに参加者が減ってきたんですね。私は何で回を追うごとに参加者が減るのかなと。本来、まちづくりに興味があったり、自分もこういうふうに関わり組んでいるという人が多く基山町にはいらっしやる中で、こういうシンポジウムの参加者がだんだん減ってくると、この原因は何なのかなというのをやっぱり私も考えていたんですね。企画政策課長、この原因、何か思われますか。どういうのが減ってきた原因かなというの、何かあれば。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

特に原因がわかれば私たちもそういうことで対応できますけれども、やはり住民の方と町のほうのいろんな距離感があるのかなと思います。確かに総合計画のときも、一番最初、ワークショップを初めて開催させていただきました。その最初は確かにたくさん来ていただきまして、これはもう、結構皆さんの調整を図るのは大変かなと思いつつ行いましたら、結果的には、やはり限られた方と言うことは失礼ですが、結構熱心な方が残られて、数的には少

なくなったということもありますので、できるだけ、やはりわかりやすいような説明会にしていかなければならないというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

そこなんです。私もこう、シンポジウムなんかを聞いていて、それは発言されたり講演されている方は、それぞれの実証例をもとに発言されているんでしょうからあれなんですけれども、どうしても上から目線で発言されているんですね、上から目線で。町民の方は、上から目線で物を言われれば、おのずからもう身を引くんですね。だから、町長にもお願いしたいのは、職員にもお願いしたいのは、やっぱりひざを突き合わせて、そして具体的な地域の問題を取り上げる中で説明をしていかないと、どうしてもどこかの実証例を参考にしながら話をされてもなかなか難しい問題があるというふうにも思います。ぜひとも町長も足を運んでいただいて、本当にひざを突き合わせて各地域の中で話をする中で説明をしていただきたいというふうにも思っております。

それともう1つは、まちづくり基本条例を策定する中で、策定部会もありました、委員会もありました、多くの方が参加をされていたんですね。そして、でき上がった。この参加された多くの方が、基山町に対して早く条例の説明をしないかというふうな要望はありましたか。町民の方に早く説明してくれと。去年の9月にこれは可決されたんじゃないかと。ことしの4月から施行だから、早く町民の方に説明すべきじゃないのかというふうな要望はありましたか。どうですか。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

直接的な要望という形ではお聞きしておりませんが、だからといってないということは思っておりません。ですから、もう早目に、やはり来年度になりましても対応をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

いや、私、何であえてこう聞いたのかといえば、条例をつくることが目的じゃなかったんですね。つくった条例をいかに生かすのかというのが目的だと思うんですね。そうすると、条例をつくるためにいろんな人がかかわってきたけれども、それを4月から施行する今の段階で、どうも条例をつくったけれども、その条例に対して熱意が感じられないといひましようか、余りこれを生かそうかというふうな発想が少し乏しいのかなという気がするんですね。ぜひともこれについては、これは今からの課題にもなりますので、これ以上は質問しませんけれども、よろしくお願ひをしておきたいと思ひます。

それでは、自治体合併の問題に入らせていただきますけれども、町長は合併については扇動も推進も否定もしないと、これは私、ちょっと無責任過ぎるかなと思ひますね。町長はやっぱり、基山町は、自分はこのふうな町をつくっていきたいと。それは、基山町は単独でやっていくんだと言へば、私はそれでいいと思ひますよ。しかし、合併も視野に入るとなれば、当然それも判断しなければなりませんね。3年前に町長は、町民に対して、やっぱり住民説明会等をする中で意見を聞いていくと。じゃ、どのような勉強会なり住民説明会を3年間の間にされましたか、この合併問題について。それを伺ひます。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

私としてどういう方向で進むのかというようなこと、これをはっきりさせるのが一つの責任であろうと、はっきり宣言をしろというようなことみたいですがけれども、私はそれはちょっといかがかなと思ひます。非常に今、住民の皆さん、町民の皆さん方も賛否両論お持ちのようだなというふうに感じております。私も、この3年間といひますか、もっと前から合併に対してどうなのかなというような気持ちでございました。たしか、あれはいつの時点でしたかね、議員さん方にも全員協議会の最後のほうに、じゃ、議員さん方、どんなお考えをお持ちですかと、どんな感じをお持ちですかというようなこともお尋ねしたこともあったかと思ひます。そのときもいろいろの御意見があったように覚えておりますけれども、そういうことで、今すぐ本当にこうあるべきだと、いや、単独でいくんだと、いや、合併をするんだというようなことは、やはりいろいろの考え方がございますから、それをもう少し熟成させてといひますか、そういうことがむしろ必要じゃないかなというふうには感じております。これはあんまり早急に、さあ、どうなんだというようなことで言って、それは確かに、今、

情報といいますか、いろんなことも入ってきますから、それで情報操作といいますか、偏ったほうばかりの情報を流してもいかんと思いますし、これはやっぱり自然な形で、もう少し時間をかけたほうがいいのかなどというふうに私思っております。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

だから、町長は、2期目通ったときに、当選されたときに、町民の皆様には情報を提供し、話し合っていきたいと言われたんですね。自分は推進も否定もしないと。町民の皆様は決めてほしいと。だから、情報も提供し、話し合っていきたいと言われたから、私はこの3年間、どのような情報を発信して、どのような話をされたんですかと。そしたら、3年間、なかなかそこがされていない。町民の皆さんは、合併問題は言われるようにメリット、デメリットありますし、賛成、反対ありますから、なかなか判断はできないんですね。判断できない理由として、基山町の置かれている環境とか、いろんな問題についてもまだまだやっぱり話し合いをして、情報も提供しなければならないと思うんですね。だから、そこが私はなかなか目に見えた成果として、町長は一体3年間何をされてこられたのかなというふうな気がしますけれども、もう一度聞きますけれども、何か答弁があれば。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

情報提供、話し合い、これは必要であれば、私もそれはもうやぶさかじゃございません。それなりの情報も提供させていただき、特に財政状況なんていうのは、今度出した昨年9月の分はまだ説明とか何かはしておりませんが、それ以前には各区を回ってそれなりの情報というか、財政というか、その辺をお話をさせていただいた経緯もございます。そういうことが一つのやっぱり情報提供であって、さあ、合併で、じゃ、皆さんおいでください、何か会をつくってください、私が行ってお話ししましょうというような形はちょっとどうかなというふうな、むしろそういう気持ちでございます。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

だから、私は、町民の方にいろんな情報も提供する、確かにされていますよ。していないと私言っているんじゃないんです。されています。しかし、例えば、町長はいつかこういうことを言われましたね。合併、ほかの市町の例を見れば、合併せずにそれぞれの自治体単独でしたほうがよかったというふうな意見も多く聞くと。合併特例債に目がくらんでという言方は悪いんですけども、それに走ってしてみたけれども、合併しなければよかったというのも私は聞いていますよと言われましたよね。だから、そういう実証もやっぱり私は報告すべきと。合併で成功したところもいっぱいありますよね。だから、そういうのもお互いに情報を共有していくと。その中で話し合いもするし、勉強会もすると。最終的に私は、後で言いますけれども、やっぱり直接住民投票ですね、町民に聞くというのが大事ですけども、その前に、お互いにやっぱり勉強しなければわかりませんよね。だから、そこをぜひともお願いしたいと。

それで、残り1年ですね、2期目。何か具体的に、別に何もありませんよと、具体的にはないんですよというふうに、ないわけじゃないですよ。確かに言われるように、鳥栖市とは連携とかされていますね。ビジョン検討委員会もされました。私は本当にこれは大事だと思うんですね。鳥栖市との関係をどのように充実するのかと。橋本市長も、昔の過去の経緯はいろいろあったとしても、やっぱり鳥栖と基山、同じ地域として佐賀県東部の中で一緒にまちづくりをしていかなければならないというのは言われていますので、当然出てくると思うんですね。

それで、これはちょっと具体的な問題を一点だけ聞きます。

鳥栖と基山はそれぞれ火葬場を持っていますね。どうしても基山は2基しか火葬炉がないと。もし何かのときには鳥栖のほうにお願いしなければならないと。これは葬祭公園設置及び管理条例ですね。基山町では10千円の使用料、町外は50千円ですね。もし鳥栖から持ってくれば50千円ですね。鳥栖市の斎場条例は、市内の人は無料ですね。ところが、市外、例えば、基山町内の人が鳥栖市に出せば大人は75千円となっていますね。今、いろんなところで鳥栖と基山は一緒に行政を含めてやっぺいこうというふうなことを言われていますけれども、これは一つの例として、こういうのも一緒にやっぺいこうと。鳥栖と基山、場合によってはお互いもう無料です。鳥栖が無料ですので、基山は10千円取っていますけれども、この辺のことまで将来話し合っぺいこうとかいう計画はありますか。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

今御指摘ありました勉強会ですね。この中には、一応鳥栖のほうから一方的にと言うと語弊がありますが、一応鳥栖のほうからの提案をなされております。それについて、今、協議をずっとできるものについてはやっておりますが、うちのほうからもぜひとも鳥栖に対して提案をしたいという考えを持っておりまして、そういう火葬場の件につきましては、その中に含めて協議をしていきたいというふうに思っております。まだ今のところは出しておりませんが、状況を見てうちのほうではお願いをしたいというふうに考えております。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

私、今、一例を言いましたけれども、ほかにもいろいろあると思うんですね。（「水道料」と呼ぶ者あり）今言いましたように水道料もありますね。やっぱり鳥栖は安いんですね。20リットルで2カ月で約6,300円ぐらいですか。基山は八千何百円とか、やっぱり違うんですね。だから、このような問題もぜひとも、これはまた広域連合の関係がありますので、ただ単に鳥栖と基山だけの関係でもありませんし、東部水道企業団との兼ね合いもありますので、難しい問題もありますけれども、ぜひともいろんな事例を一緒にやっっていこうという中で連携も大変重要だろうというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それで、これはもうなかなか町長も、この直接住民投票については、結論を出すときにはやっぱり住民投票もあり得るというふうに言われていますね。私は、基山町が今置かれている状況、先ほど1回目の質問で5年後、10年後を見たときというふうな表現もしましたけれども、例えば、5年後、10年後にこの合併論議をしようたらとても間に合わない、基山町の置かれている状況は、今しなければならぬのではないのかなという気が強いんですね。それはもう御存じのように、人口減少、そして少子高齢化、物すごい勢いで基山町は今から高齢化になっていくと。先ほど財政の問題も話されましたけれども、税収も落ち込んでくるだろうというふうな気がするんですね。そうなってしまってから、いよいよ基山がせっぱ詰まって追い詰められてから鳥栖市の方に一緒に合併してくださいと言われても、鳥栖市は相手しなくなると思うんですね。今、鳥栖の市長が基山町との合併を視野に入れてということで今回も当選されましたし、そういうふうに佐賀県東部の10万都市を目指すんだというふう

に言われていますけれども、そういうふうに鳥栖市のほうからラブコールがされている今の段階に私は判断しなければならないというふうに思うんですね。そうするためには、どうしても先ほどからしつこく言っていますけれども、情報公開して、話し合いもして、町民一人一人の方が本当に考えて、最終的には直接住民投票というふうなロードマップと申しますか、工程表をやっぱりどこかの段階では私は作成するべきではないのかなというふうに思っています。これはまさしく町長の専任事項と思うんですね。そして、議会にも、町民にも説明をするというふうになるかと思しますので、これについてはぜひともお願いをしておきたいというふうに思っています。はい、どうぞ。

○議長（酒井恵明君）

答弁ありますか。町長。

○町長（小森純一君）

答弁というか、これは大事な部分だろうと思うものですから、私もいよいよどうするか、どこかで結論するときにはというような答え方もいたしております。やはりこの直接住民投票、これからというか、もう今も非常に問題、議論になっております。片山総務大臣あたりは、やっぱりこれをもう少し緩和してやろうというような議論がございます。私もそれはやぶさかじゃございません、結構なことだと思います。ただ、それから先が国会のほうでもなかなか進まない。それじゃ、1票でも多かったらそれはそれでいくのかというような問題、それは決してそんな問題じゃなからうと。やはり間接民主主義と申しますか、議会制があるものですから、それはちょっとそれでそういうとらえ方をしていかないと、それじゃ、何もかも住民投票だと、1票でも多かったらそれをやればいいのかというような、そういう問題じゃないというふうにも思っておりますので、その辺はもう少し状況を見ながら慎重に考えていきたいなというふうに思います。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

この問題については、また後でほかの議員も質問されますので、これぐらいにしておきますけれども、私は平成15年当時、基山町が鳥栖市、三養基郡1市5町の任意合併協議会から離脱をされましたね。そのときの前町長が最終的には離脱するんだということで言われて、そして議会でも承認を求めるといのがありましたね。そのときに、直接住民の方に離脱し

ていいのかというのを問う選挙、それがあつたら結果はまた違ったかもしれないという気がするんですね。一緒だったかもしれませんが。しかし、違ったかもしれないと。基山町の方に問うことによって、やっぱり基山町民が最終的に自分の町に責任を持つというところが私は一番今から先大事かなという気がするんですね。ぜひともそういう面では、今、町長の言われましたように、1票多かつたらもうそれでいいのかという問題ですね。また違う問題もありますよね。だから、十分お互いに時間もかけながら話し合いもというふうに言っておりますので、ぜひともよろしく願いしておきます。

あと一般質問にちょっと入らせて、一般質問といきましょうか、質問事項の3に入らせてもらいます。

ワクチン接種の設定について、先ほどから言われましたけれども、どうしてこれは当初、確かに言われましたように、12分の3カ月分だから4分の1の25%と。しかし、実際はまだ要望が多いからと言われましたね。どうして100%これはしなかったんでしょうか。どうですか。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

ただいま申されました、基本的には、やっぱり100%の接種率を見込んで予算計上するのが基本的なことだと思っております。ただし、今回につきましては、国の施策が遅くなりました関係で、うちも12月の議会で議決をいただいたということでしたので、最終的に医療機関と調整しました結果、1月20日からということになりましたので、2カ月と10日ぐらいでしたので、本来、100%で見なくちゃいけませんやったかもわかりませんが、最終的に85%で計上いたしております。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

私もそれは、最初は、ああ、それでいいのかなと思って話をして、ある方から、こういう場合は100%組んで、そして実際は接種率が80%だった、70%だったと。そうすると、20%の方、30%の方がなぜ接種をしなかったのかと、そこを原因追及すると。その中で、将来、

100%を目指すという方向をしないと、町が最初から85%で組めば、85%を達成すれば町の目標が100%達成したというふうなとらえ方になってしまうんですね。だから、これは本当にとらえ方、考え方だろうと思いますけれども、こういうのをやる場合は、やっぱり全対象者、100%を目標にやっていくというふうなのが大変大事だということで言われております。これについては、ぜひともそういうふうなとらえ方もまた勉強もしていただきたいなど。

それで、私は、これは特に子宮頸がんワクチン、ある御父兄の方から、うちの娘は今高校3年生ですと。なぜ私たちの娘は対象にならなかったんですかと。確かに国の指針として、中学1年から高校1年までというのがありましたね。しかし、この子宮頸がんワクチン、いろんな条件もあるんでしょうけれども、発症率の換算からすれば、高校2年、高校3年も、それは受けたほうがいいのかもありませんね。だから、今回のこれは国からの補助と町からの補助で100%補助でされますよね。高校2年の方、高校3年の方が、例えば、自分も受けたいと、接種したいという場合、これは町から何らかの補助をやろうとかいう、そういう計画はもう全くないですか。対象者から外れているから、もうおたくはする場合は100%自己負担でしてくださいというふうな扱いしかやっぱりならないんですか。どうですか。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

現在のところは考えておりません。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

そこが行政サービスの、もう少し幅広くとらえたほうがいいのかなど。ただ単にできないと。確かに制度的にはそうなっていますよ。しかし、何のために子宮頸がんワクチンの接種なのかというのを考えれば、対象からどうしても外れると、今回、初めてだから外れる方がいらっしゃるけれども、どうにか救えるところは救うというのも私大事と思うんですね。

ここはもう、少し時間的な余裕もないので、聞きませんが、二、三日前の新聞にH i bワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン接種によって死亡例が出たということで、これは国のほうから当面補助はというのがありましたけれども、これは基山町のほうには何か連

絡が来て、対応なんかは何か考えられていますか。どうですか。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

全国で4例、このワクチンを、H i b ワクチンと小児用肺炎球菌ワクチン、これを同時接種した人が4名亡くなっているということで、土曜日日に国のほうから県のほうにファクスが参りまして、土曜日の昼から夕方にかけて二、三通、基山町のほうにもファクスで届いております。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

これについては、まだ国のほうからいろんな指示があるかと思えますけれども、お願いしておきます。

それで、もう時間がありませんので、循環バスについて一言聞きます。

今年度は見直す計画はないと、23年度はですね。例えば、高齢者の方が、多くの方が鳥栖の弥生が丘の総合病院のほうにやっぱり行きたいと。あっちのほうまで循環バスを回すような計画はないのかというのがありますし、4時、3時ですね、子供たちが小松地区の送迎で今使っていますけれども、その時間も、うまくやればあと1便ふやせるのではないのかというふうな要望等もありますね。こういうのに対しても、私は見直しをしていないということに問題があると思うんですね。見直しをしたけれども、結果として今回は無理だったからと言われればわかりますよ。しかし、当初から見直しをしていないと。せっかく今回、大分安くなりましたけれども、六百何十万円のお金をかけて1台回して、私はできれば2台というふうな要望もしているんですけれども、うまくやればもう少し利用できると思うんですね。だから、せめて見直しの検討をしなければならないと。結果としてできなかつたらわかりますよ。この辺は何か計画はありますか。

○議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

今仰せのように、学童送迎をどのようにするかということで運行形態は変わってくると思います。それにつきましては、循環バス検討委員会に諮って、調査、協議をしたいと思っております。

以上です。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

ぜひとも今言われました検討委員会、これをまた設置していただいてしていただきたいというふうに思っています。

時間も過ぎてきましたけれども、2年前に、ちょうど小森町長が2期目の当選されて第1回の一般質問で、私が一般質問、一番最初でしたので、町長、1期4年間の自己評価点数は何点ですかと、大変今考えれば失礼な質問もいたしました。しかし、私たち議員も、町長と一緒に、町民から直接選挙で選ばれてこの場で発言をしております。じゃ、重松、おまえ、1期4年間してから自己点数何点かと言われれば、私も答えようがないのが実情でもあります。しかし、町民の方がやっぱり最終的にいろんな判断もされるんだろうというふうに思っております。1期4年間、大変有意義な時間を過ごすことができましたことに感謝を申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（酒井恵明君）

以上で重松一徳議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

～午後0時 休憩～

～午後1時 再開～

○議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開いたします。

これより片山一儀議員の一般質問を行います。片山一儀議員。

○5番（片山一儀君）（登壇）

こんにちは。5番議員の片山一儀でございます。

一般質問に当たり、恒例でございますが、まず町長以下の執行部の皆様の日ごろの真摯な努力に敬意を表します。

コスモス薬局の前に信号をつけていただきました。高齢者の買い物のための道路、あるいは通勤者の方々が大変喜んでおられます。これらは、町長以下執行部の皆さんの努力のたまものとお礼申し上げます。おかげで、通学児童が安心して安全に登下校できますし、高齢者が安全に道路を横断して買い物に行けるようになりました。ありがとうございました。

さて、一般質問の第1は、町長の行政運営に関連してお尋ねいたします。

町長は、広報「きやま」の元旦号で、基山町まちづくり基本条例ができた。この条例に沿って町民主体の1万8,000人が一体となったまちづくりを進めていきます。小さいからできる、むしろ小さくなければできない。協働することによって、町民の皆様も必ずやりがい、達成感、満足感が感じられると思います。また、協働とは、住民自治をベースにお互いの立場を理解することが大事。1万8,000人だからできるというふうに言われております。

第1番目の質問ですが、基山町のロケーションをジオポリティクス——地政学という見地からどのように認識されているか、説明していただきたいと思います。

第2点目は、町長は、地方自治体、基山町ですね、このあるべき姿をどのようにお考えですか。具体的な構想を簡単に説明していただきたいと思います。

一般質問の第2は、自治消防と自衛消防のあり方に関連してお尋ねいたします。

国、地方自治体が住民に行うサービスの基本といたしますか、ベース、これは生命、財産の保護だと考えます。国の危機管理体制は、とって国家は、まあ、軍隊といたしますか、日本では自衛隊を保持し、県は警察権を持ち、市町村は消防機関を備える仕組みになっております。

消防組織法第6条に、市町村の責任が明確にされています。第8条に、市町村の消防に関する費用は当該市町村が負担しなければならない。第9条に、消防機関として消防本部、消防署、消防団を列記されていて、そのうちの全部または一部を設けなければならないと定めています。

町長は、消防の管理者として、あるいは消防本部長として、基山町の消防態勢をどのようにお考えですか。あるいは、どうあればよいとお考えですか。お答えいただければありがたい。

あとは一問一答でお願いいたします。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

片山一儀議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目、行政運営について、(1)でございます。基山町のロケーションをジオポリティクス、すなわち地政学的視点からどのように認識しておるか、簡潔に説明せよということでございます。

実は、ジオポリティクス、そして地政学的視点というような、ちょっと耳慣れない言葉でございますので、戸惑っておるところもございます。これは、私流に思いますところ、基山町の置かれた立地条件を地理的な環境の視点に立って、どう認識しているかというお尋ねだと、そういうふうに解釈をいたしまして、お答えさせていただきますが、基山町は、実に利便性に恵まれ、自然が豊かで、気候風土も良好なロケーションだと考えております。それによって、基山町のこれまでの歴史があり、現在があると、そして、将来を考えていく必要があるということかと思えます。

2番目に、(2)まちづくりについて、小さいからできる、それからまた、協働とは住民自治をベースにと、1万8,000だからできるということをやったということでございますけれども、これは今、それを思いますと、少し解釈させていただくと、住民と行政が本当に一体となったまちづくりは、小さい町だからできる面もある、小さくなければできないこともあると、また、協働とは、住民自治をベースにお互いの立場を理解することが大切で、そうすれば1万8,000人だからできやすいというようなことで、私は申し上げたんだろうと、だと思えます。

それから、さっき、ちょっと自治体のあるべき姿というようなこともお尋ねでございましたので、これをちょっと今考えますところによると、やはり自治体とは、住民ニーズにこたえ、できるだけ満足度を高めるということ、そして、身近な行政サービスができるということ、これが自治体のあるべき姿かなというふうに考えております。

それから、2の自治消防と自衛消防のあり方についてでございます。

町長は、消防の管理者として、あるいは消防本部長として基山町の消防体制をどのように考えておるかということでございます。例えば、消防署と消防団の役割分担はというお尋ねでございますが、消防組織法第9条により、基山町では、常備消防である消防署と、非常備である消防団を設けておることでございます。

常備消防である消防署は、不意の事態に備えて、常に待機をしています。災害が発生した場合には、現場に急行し、消火活動、救急救助活動、それからまた予防活動を行うというこ

とです。

非常備消防である消防団は、消防署からの要請があった場合などは、消防団長の指示により、火災現場では消火活動、避難誘導、交通整理等の消防署の支援を行います。

また、平常時においても消防署と消防団が連携して、住民へ火災予防広報活動、救急救命講習等を行っております。火災以外にも、災害時の活動では、危険箇所の見回り、土のう積み等を行っております。

いずれにしても、消防署と消防団の連携と役割分担が重要と考えております。

以上です。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

ありがとうございます。

ただ、戸惑ったとおっしゃったんですが、ジオポリティクスという学問は古くからあって、スウェーデンで出てきた学問なんですけれども、地域をどうとらえるかという関係位置をですね、これが基本になっていると。

ただ、今、基山町がどうかという特色を述べていただいたんですが、やはり基山町を考えると、博多とか佐賀、あるいは日田、久留米、こういう位置関係においてどうかということだろうと思うんです。

私は、基山町に住んで十数年になって、もう一番長い定住地なんですけど、40年前から基山町というのは知っていました。何でかというところ、戦略、あるいは戦術のところを学ぶようになってから、基山隘路というのは非常に有名どころなんですね。非常に、博多と筑後を結ぶ緊要地形ということで、有名で、よく知っていたんですが、そういう観点から、この基山を考えなきゃいけないだろうと常々思っております。

今、鳥栖市長が10万都市を目指している。これは、前の基山町の町長の答弁で、基礎自治体は20万から30万じゃないかという答弁をされたように記憶しておりますが、鳥栖市長は10万都市を目指して、基山町との合併を主張されていると。そして、具体的な施策として、これも確認をしたら、今いろんなビジョン研究会だとか、あるいは勉強会、合同勉強会、あるいはパトの相互乗り入れもですね、鳥栖からの提案で始められると聞いております。具体的に施策を実施されています。

しかし、町長は、将来的な合併の議論は必要と認識しているが、しかし、勉強会がそのまま、連携がそのまま合併につながるのではないと、こう佐賀新聞だったかに書かれております。

町長の考えでは、小さなところでやれるとおっしゃる、1万8,000だからできるとおっしゃるんですが、時世に合わず、住民に負担をかけているのではないかと、こう思うんですね。

基山町の将来のグランドデザインをですね、グランドデザインで、この基山町でどうやるかじゃなくて、この地域がどのようにやったらいいというふうにお考えなんでしょうか。今、基山町だからできるとおっしゃったんですが、将来、これから人口が減っていく、あるいは高齢化が進んでいく。人口というのは全日本的に減っていきますが、そういう中において、どういうふうに基山町をつくっていったらいいかというグランドデザインを何かお持ちでしたら、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

将来のまちづくりについてのグランドデザインということでございますけれども、いろいろ考え方あるかと思えます。合併もそうでしょうし、あるいは単独行政というのもそうかというふうに思えます。

先ほど、午前中の質問にも申しましたように、だから、私がきょうここでどういう形に持っていくんだというようなことは、果たしてどうかなと、ちょっと私も、言えないというか、言うべきじゃないというような気もいたしております。

ただ、いろいろ、やっぱり、条件等を考えますと、例えば、財政の問題、人口減少の問題、いろいろございます。そういうことからすれば、やはり規模の利益といいますか、大きな母体が必要だという考え方もあるかと思えますし、また、逆に、それによって失うというような面もあるかもわかりません。そういうことを、やっぱり皆さんと一緒に考え合わせて、考え合って、グランドデザイン、それをつくっていくべきだと思います。

ただ、差し当たって、今、目先のということを、それから、先を見ていないと言われるかもわかりませんが、今、やっぱり思うのは、基山町が本当に1万8,000、できれば2万の1つの自治体として、コンパクトタウンとして、それはひとつ、たとえ合併しても、しっかり持っていかなきゃいかんというふうに考えております。

特に、グランドデザイン、大きくなろうというような、そういうことまでは、ちょっと申し上げるのは控えさせていただきたいと思います。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

申し上げるべきでないということは、あるんだけど、外には出すべきでない、こういうお考えかと思うんですが、この二元代表制という制度において、あるいは代表民主主義という制度において、首長が選ばれるということは、首長が住民からある面では委任をされている、委託をされている、10年先、20年先をどういうふうに描くかというのは、これは描いたやつをまた住民に返していかなければいけない、これは義務だろうと思うんです。

例えば、合併して、今、県境越えの合併というのは、岐阜の山の中はできますが、ここでは基本的にできないと思います。じゃあ、そういう限られた条件の中で、どういうまちづくり、あるいは地域づくりをしていくかということは大事だと思うんですね。

小さくてできる、できないとおっしゃっているながら、基山町は一部事務組合、広域行政に参加されているのはなぜなんですか。高度に成熟した社会においては、小さな自治体では一部事務組合、広域連合、あるいは各種協議会等を結成して事務を行わないと、良好で質が高い行政サービスが行えないのではないかと思います。

例えば、今回の予算でも、鳥栖地区市町村広域圏に190,000千円、約2億円ぐらい予算を組んでいます。消防事務組合でも224,870千円ぐらい予算を組んでいます。それくらい出さなきゃやっていけないんじゃないか、それがサービスできないんじゃないかと思うんですが、そういう点、いかがでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

一部事務組合なり、あるいは広域行政に参加しているということは事実でございますし、また、それはやはり規模の利益といいますか、単独でするには余りにも経費が高くつくというような、そういうこと、住民サービスを考えると、やはり広域で大きくやったほうがいいと、そのほうが合理的だというような、そういうことで一部組合に入っておると。これは、やっぱり基山町だけじゃなくて、どこでもやっぱりそういう考え方もあると。

したがいまして、ごみの焼却にしましては、筑紫野、あるいは小郡、それからそのほか福岡県とも一緒にやっておるというようなこととございます。し尿処理は三神地区で、水道は佐賀と神埼からこっちというような、そういうことで、当然これは住民サービスをよりよくするためには必要なことだということで、事務組合に加盟して一緒にやっておるということとございます。これが別に否定されるような、そういう話でもなかるうかというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

今、自治法で、自治法が出てきている経過というか、歴史がいろいろありまして、まず、小さな行政区域があって、それを明治の合併だ、昭和の合併だ、あるいは平成の合併だと、いろいろ合併してきたんですが、要するに、その合わないところの部分小さなところでできないところはお互いが、隣の自治体が共同してやって、あるいは一部事務組合をつくってもサービスをしていかなきゃいけない。要するに、井戸水とどつぼの時代、どつぼって肥だめですね。それから、庭先でごみを焼却した時代と今は違うんだと、高くなったから。で、一部事務組合つくっているんですね。

ところが、私は何度か、事務組合の議会を持たれていますので、議会に傍聴に行きました。議会の内容が住民に知らされることはほとんどないですね。いつあっているかも知らされない。その内容もほとんど知らされない。要するに、それぞれお金を出し合って、例えば、100億ぐらいのごみ処理場をつくっているんですけども、聞いていて、傍聴していて、ほとんど発言がないというか、どこの会議でも同じなんです、その会議資料も十分に出てきていないし、会議が真剣に、私はされていないと、私の感覚ですよ。

そして、アメリカの言葉だったと思いますが、他人の金の使い方を真剣に考えるばかりはないという言葉があります。我々も公務員でしたが、行政の税金を自分の懐勘定ほどは真剣に考えない、真剣に考えていると言いますよ、公務員ですから。でも、それほどではないと思うんです。そして、まして、そのような事務組合になると、私はお金のことが真剣に議論されているというふうには考えられない。

これは、この前、ごみ処理問題で、私は12月に質問いたしました。非常に差があります。そういうふうに、それが、そういう段階、一部事務組合をつくったり、広域やったり、ある

いは協議会をつくって、お互い助け合わないとやれない社会になってきているのに、なおかつ町長は、やっぱり、それはそれであるんだから、それでいいじゃないかとおっしゃるんですが、本当にそれでね、今、先ほど水道が高い、鳥栖より、東部水道は高いとか、いろいろなことがありました。それは全部、負担にかかっている、住民の。だから、そういうことです、私、福岡に勤めているときに、基山町は町民税高いねと、こういう話を言われたことがあります。特別徴収でしたから。そういうのが人口減につながっているかもわかりません。

実際、小さくて、本当にやる方法というか、それは協働だとおっしゃって、わかるんですが、今の時代に合うんでしょうか。もう一度、お答えいただきたい。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

まずは広域、そして一部事務組合、ここで本当に真剣な議論があっていないというような言い方でございますけれども、私はそうは思いません。いわゆる、あの議会をする前には、幹部会、課長会、これらで何回も議論をいたしまして、そして出てきておるのがあの議会でございます。そして、なお、そこで議論して、賛否を問うというような形になっておりますから、決して安易に、ああ、何でもいいやというような形ではないということは申し上げておきたいと思えます。

それから、確かに、単独でやれば高くなる部分もあるわけでございますけれども、水道あたりもよく言われます。しかし、これはどうしようもない部分だと、現在のところ。じゃあ、鳥栖市さんに面倒見てもらえるかどうかということ、これはなかなかそうはいかないんじゃないかと、これまでの経緯からしても、なかなかそうはいかないということです。こういうことは、やっぱり、これから本当にいろいろなことを一緒にやっていく上で、この辺の問題、あるいは火葬場の問題、この辺のところも本当にできるところから、こちらもお願いするし、面倒見ていただきたいなというようなことを思っております。

それから、町民税、これは町民の税の税率は決して、そんな変わるものじゃないと私は認識しております。そのほか、その時々、移り住まれたときの前年度の収入とか、そういうことも関係はしてくるでしょうし、あるいはまた、さっき言われましたような水道料金もくめるめたところで高いというような、そういう議論もあっているかと、私も確かに、税金が高

いと言われたから、住民の方から言われたときには、やっぱりそういうことを申し上げたというふうには覚えております。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

実際に、それぞれのところで一生懸命にやっているというふうには考えられると思います。積み上げてですね。例えば、ごみ処理だったら、副管理者に町長はなられておりますし、積み上げてきている。この基山の行政でも、職員が、課長が一生懸命議論して積み上げてきている。そして、それは住民の方に知らせる機会があるんですね。ところが、一部事務組合のやつは、まず知らせる機会がないんじゃないですか。例えば、議会がいつあっているか、どういう内容をやっているか。傍聴に来てくださいということ自体も、あそこは傍聴席も五、六席しかありませんね。

そういう状態で、要するに、住民のサービスがもう、役場であれば1段階で、その上の段階になるわけですね。そうじゃなくて、やはり住民とともにというのであれば、もっとそういうところが、要するに、今、基山町で集められる税金24億円ぐらいでは、何も基本的にできない、交付税とかなんか、補助金とかあってできているんであってですね。今の大きな高い成熟した社会は、できないんじゃないか、こういう質問をしたんです。

時代が合わないということで、例えば、交通手段が平均4キロから8キロ、要するに4キロというのは歩く速度です。8キロというのは自転車の速度です。時代から、今は時速30キロから40キロですよ。これは車です。その中で、行動半径が、私は前に生活圏と自治圏が違うというふうに申し上げましたが、行動半径が違うときに、例えば、道路を管理するとき、小さな町の、町道の管理者は町長ですから、町長は管理するとき、住民に本当にいいサービスができるのかどうか、そうお考えなんではないでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

一部事務組合、まずその話から申させていただきますと、その辺のところは、情報公開と申しますか、議会の資料等は情報公開室というか、に置いております。ただ、一々、いつ議会があるから傍聴にというようなことまではやっていないということだと思います。それが

やっぱり、大規模でやるのと、小規模とといいますか、こういうふうに基山町の議会あたりも、非常に傍聴者の方も多いいようなこと、その辺が、それから、本当に身近に行政が感じられる、こちらもいろいろ情報を流せるというような、そういうことがやっぱり、先ほどから言っております、小さいところの特徴みたいなものではなかろうかというふうに思っております。

ただ、一部事務組合のほうは、そういうふうな小まめなことまではできていないということとは事実でしょう。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

確かに、基山町は町民の方が非常に議会の傍聴、関心持っていただいていますね。ただ、佐賀新聞の報道で、一番多いのは小城市か多久市ですよ。市ですよ。2番目が基山町だと思います。

やはり、一番問題は、その町だとか市とか1段階のレベルでは、皆さんが来ていただけるけれども、一部事務組合になってしまうと、全然雲の上で税金が使われてしまうということになるんじゃないか。要するに、今この小さな自治体が集っている現代社会においては、一部事務組合なり広域でやらなきゃいけないことがたくさんある、やれないんです、お金がないから。大きなものをつくる時に、共同し合ってやらないと。そうすると、それは上のほうになって、住民と直接つながらないんじゃないかと、こういうことなんです。

それが1つですが、今度は別に視点を変えてですね。平成27年度における基山町の高齢化率、要するに今の総合計画が終わる時点で、お伺いしたところ、約33%になるだろうと。総合計画をつくったときは26%ぐらいに設定をされていますけど、実態としては33%になるだろうというふうにお答えになったと思います。

今でも、多分、基山台というところは5割を超しているし、ニュータウン12区は5割近くなっていますね。基山全体の30……（発言する者あり）なっていないですか。そうだと教えていただいているんですが、そのぐらいなっていますよね。基山でも23%になったでしょう、今。どんどん進んでいるんですよ。

で、人口は今、1万8,000人を割っていますよね。これも、ある方ですが、1万7,000を割るのも時間の問題じゃないかというふうに、うわさが流れています。それから、高齢化が進

み、国民健康保険、後期高齢者医療の急激な伸びが予測されています。このような事態においても、小さな自治体で十分な行政サービスが可能なのか。新たな仕組みづくりが必要なんじゃないかと、こう思うんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

その辺のことになると、いろんな議論が出てくると思います。とにかく、やはり、逆に今度は、大きいことばかり、国だとなかなか地方の行政に行き届かないということで道州制というような考え方が出ておるのかなと思います。それをずっとやっていくと、やはり市町村というか、むしろ町村、住民自治というようなことまでたどり着くのかなというふうに思っております。これは、物の考え方でございますから。

しかし、やっぱり行政はある程度、経済性と規模というような、そういう考え方をしていかなきゃいかんと。それがすべてじゃないと私は思いますけれども、やはりそれは大切な部分だということで、それはそれなりの考え方を、施策をやっていかなきゃいかんとというふうに思います。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。（発言する者あり）

○5番（片山一儀君）

こっちで答えていただけますか。何かあれば。

○議長（酒井恵明君）

いや、あのですね、片山議員の今後の質問の段取りもありましょうから、先ほど、高齢化率をおっしゃったですね。それがはっきりわかるならば示してくれと、今ちょっと企画課長に。

○5番（片山一儀君）続

私は、そんな質問していないけど。

○議長（酒井恵明君）

おたくの質疑はあっていませんが、基山台が50%、ニュータウンが50%……

○5番（片山一儀君）続

に近くなっていると……。

○議長（酒井恵明君）

とおっしゃったけど。

○5番（片山一儀君）続

いや、それが違うのであればですね、出してもらっても構いません。私が今聞いているわけじゃないから、違うというなら違うで、こちらで答弁してもらえばいいし。それを議長からこちらへ要求されることもないと思う。私が質問しているわけじゃないんですから。

○議長（酒井恵明君）

片山議員の質問は、それはなさっていませんが、皆さんお聞きだから、正確な数字がわかれば答弁してくれと、私が言っているんです。

○5番（片山一儀君）続

それは別に私は求めていないですから。議長の間違いの話。

今、いろんなことで国の施策とか、地方分権とか、あるいは道州制だとか、地域主権だとか、いろいろなことが今がら変わっている時期でね。それはなぜか。私が一番最初に、性格的な位置を聞いたのは、やはり、こういうことを言うと怒られるかもわかりませんが、脊振村とですね、昔の脊振村と基山町では位置が違うから、どこがどうやっているかじゃなくて、やはり基山のオリジナルな町長のイメージがあるべきだろうと思う。お持ちになっているかもわからない。それが今、輕易に出すといろいろなことがあるから出せないよということかもわからないけれども、やはりここで我々が真剣に将来の10年先なり20年先なりを、やはり議会で、二元代表ですから、両方が議論することによって、やっぱりつくることは大事だろうと、こう思うんですね。

今、いろいろ私も考えるんですが、基山町のロケーションで一番困る状態って、どういうことだとお考えですか。また、これ禅問答みたいな質問で恐縮なんですけど。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

まさに、非常に難しい、一番困ると言われましても、これはやっぱり財政破綻することが一番困るんじゃないかなと、それによって住民サービスが行えなくなるということ、これが一番困るだろうと思います。

もう1つ加えさせていただきますと、本当に、しかし、それが基山町でできないのかなと、

耐乏生活を強いるなんて、そんなことは私もさらさら思いませんけれども。ちょっとよろしいですか。幸福度、世界の幸福度、ブータンですね。これはね、GDPとかなんかじゃなくて、また別の尺度があるんだということで、ブータンが世界で一番幸せを国民が感じておるといような、そういうのもいつか何かでございました。

それから、逆に、そうですね、よろしいでしょうか、ミクロネシアかなんか、あの辺のところ、小さな島なんですけれども、鉱物資源がとれるようになって、そして、一躍裕福になって、食生活も変わるし、観光にも出るし、仕事はしないしで、ゆったりしたもんですから、肥満度が一番ここが、私は肥満度1番のところはどこだと言われたときに、どこだろうかな、ヨーロッパかな、何かなと思ったんですけれども、そういうふうな島もあるということです、やはりその辺の幸福度みたいな考え方、経済だけじゃないんだといような、そういう視点も必要かなと。それで、財政が何とかやっていたら、それが一番幸せかなといような気もいたします。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

GDPにかわる概念として、GHPですね、グロス・ハピネス・プロダクトだと思いますが、これ、ブータンであっておりますね。宰相が言い出したことで、日本に紹介されたのはもっと早いんですが、正式には去年、博多で、来てですね、九州のJCで講演がありました。基山町から行っていたのは2名か3名だったと思いましたが。

今、私が実際に困るのは、財政破綻することはね、これはもちろん困りますが、もう1つ困ることはですね、鳥栖市長がもう基山町は相手にしないよと、基山と手を組まないよと、みやきと上峰と一緒にあって、この基山地域が取り残されることを私は一番困る、戦略的にですね、条件じゃないかなと思うんです。いろんな困ることがあると思いますが。

次に、今、こういう行政運営で町長と、これから将来について質問させていただいたわけですが、実際に、次は、この消防年報と出ていますね。これは町民に渡っていないと思うんですが、毎年、消防年報とか学校年報ですかね、つくることになっていますね。図書館もつくることになっていますが、そういう年報が出ています。

一番安全・安心をつかさどる1つの地域ですね、町長の権限としては、消防権、市町村には消防権を自治法で定められていますね。先ほど回答いただいたんですが、非常備消防と

常備消防で、消防団と消防署があったんですが、1つ、消防本部というものが抜けておりますね。ただ、しかし、町長、消防本部長という役割があるんですが、回答の中に、消防本部と消防署と、これ自治法にも消防本部と書いてあります。それは、消防署の消防本部とですね、基山では消防本部長に町長がおなりになっていますよね。（発言する者あり）違いますか。この条例にも消防本部ってありますよ。中に、消防という用語を使っているんです。消防本部、消防団、団員とか。

きのう、資料請求した中にも、消防本部要員3名、消防団、団本部が10名、各分団に10名と書いていますね。消防団というのはあるんだと、消防本部というのはあると思います。消防本部が何をやっているか、これから質問しようと思っているんですが。

じゃあ、消防本部の機能というのは何なんでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

消防本部長というのが私もちょっと、実際、申しわけございませんけれども、その認識はございませんでした。消防長、消防本部の長は、消防署だろうと思うんです。だから、消防団の本部長、それがやっぱりいわゆるおっしゃっている消防団本部長ということなのかどうか、ちょっと私、その辺の理解が、認識がございませんで、申しわけございません。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

消防団につきましては、消防団、基山町消防団の中に本団があります。それから、本団、本部、それから各部になっております。その各部によりまして、先ほど町長が1回目の答弁しましたように、鳥栖・三養基消防本部の指示等を仰ぎながら、消防署の指示等を仰ぎながら、常備消防と非常備消防の中の役割を分担して、消防活動を行うことが目的になっています。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

要するに、常備消防と非常備消防と御回答いただいたんで、非常備消防の中に消防団があ

りますね。消防団があります。その団本部の長が町長ですか。団長との関係はどうなりますか。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

町長が消防団の最高組織で、消防団長は各部の組織する本団の団長になります。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

もう1つ、じゃあ。きのう、春季消防訓練がありました。この訓練計画は、どこでつくられましたか。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

事務局であります総務課のほうで、消防団担当のほうで内容を、案を作成しまして、最終的には消防団の部長会等を諮りながら、最終的に計画を立てております。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

先回も、その前も非常に興味を持って、その訓練実施計画といいますか、実施要領を拝見させていただきました。要するに、団本部、団長は指揮をする権限である。指揮ですか、指示か、よくわからないので、あと、これも聞こうと思ったんですけども、そこで計画をされたんですね。その長が多分、団長の上に町長がおられるんですよね。団本部長という形でおられるんだと思うんですが、その組織すら、私の感覚からいくと、非常によくわからないというか。だから、この回答の中にも、町長は、消防団長の指示を得ると、こういうふうな、指示で消防団が動くというふうに書いていますね。回答されました。私の感覚は、指揮なのか、指示とは、全然違うんですね、権限内容が。そこあたりがどうかと。

きのう、春季消防訓練を拝見したんですが、団員の方は本当に、雨にもかかわらず、真剣熱心に訓練参加されていました。ところが、私、いろんな講評を書いたり、訓練を評価して

きたりしたんですが、最後の講評が非常に締まらなかったというか、訓練をきちっと締めなかったんじゃないか。それは、原因は訓練計画にある。訓練計画、目的と主要演練項目がきちっとしていなかった、あるいはチェックリストがきちっとつくられていなかった。チェックをして、それに基づいて具体的に評価できなかったから、せっかくのいい訓練をされたにもかかわらず、講評がきちっとされないために、訓練自体が死んでしまう。訓練は、最後の講評できちっと締めないと、訓練の成果はできないし、それに参加した隊員が生きてこない、私は思っているんですね。

そういう感覚で、消防なんですけど、次の質問に移ります。

今回、質問のため、消防本部の消防団の勢力について資料提供を求めました。内容は、所属する人員と所属者の中で町外に勤務する隊員数を尋ねたんですが、回答に約1週間かかりました。それから、前の臨時総会で、同僚議員の方から、緊急時に対応できる土のう、毛布、非常食の確保数を質問されましたが、担当課長は即答ができなかった。私の商売柄という言い方はよくないが、国家の危機管理に携わっていた者としての感覚では、本当にびっくりするんです。装備とか編成をしっかりと、人員数、勢力ですよ、勢力、装備を把握していなくて運用なんかできない。ということは、消防という概念が、あるいは危機管理意識が非常に町長、欠けているんじゃないかと思うんです。

それで、我々がよく、上司からしかられて、おまえら、平和ぼけしていると言われたんですが、そういう概念が、ここにもう、いいことに、無火災というか、大きな火災がありませんから、じゃないかと思うんです。

そういう点で、この指揮系統だとか、あるいは現状の把握だとか、勢力、装備の把握だとかいうことが、私に言わせれば、ざまがない。ほかが忙しいのかもわからないけれども。それについて、一番危機管理の責任者である、あるいは住民に安全・安心を保障、担保しなければいけない町長として、どうお考えですか。どう感じられていますか。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

確かに、その辺の細かい、細かいといいますか、数字的なものは、申しわけございません。私どもも、それから課長も、そう把握をしていないといいますか、概略の数字はわかったにしても、毛布何枚だというような断定はできなかったと、これは申しわけなかったというふ

うに思います。

ただ、現場といいますか、あるいは担当者段階では、幾らというようなことはちゃんと把握はしているはずでございますので、その辺は私どもも、もっと数字的なものもつかまえていかなきゃいかんと。果たして、大きな組織の、国家的な組織の自衛隊とかなんかの、ある程度のそういう段階での把握ができる部分とできない部分というか、そういうこともあるのかなというふうに、これは言いわけになりますけれども、ちょっとその辺のところは、今思っているところでございます。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

危機管理というか、一番最低限のサービスは、やはり安全・安心、町長おっしゃるとおり、住民に安全・安心のまちづくりということですから、やはりそれは危機管理を意識を持っていただかなきゃいけないだろうと思います。

次の質問なんですが、基山町の消防団の昼間稼働率、夜間稼働率、消防団ですよ、幾らぐらいだと把握をされていますか。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

昼間稼働率につきましては、20%から40%程度、それから、夜間稼働率につきましては30%から60%ぐらいとっております。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

約、大体30%ぐらいですね。昔の消防団、要するに自衛消防団といいますか、非常備消防団があるころね、やはり農家で、すぐ出ていけるという体制のところにあった消防団という組織、これは消防団というのは、ただ消防とか防災だけじゃなくて、やはりその、佐賀市みたいに六十何歳まで消防団員っていますから、基山町は35歳だったですよ。その範囲の、やっぱり青少年の育成という観点もあるかと思いますが、通勤者が多い市では、消防団を組織していない、あるいはできていないところがあります。船橋あたりは、船橋市に私は住ん

でしたが、中央にはないけど、田舎には消防団がやっぱりあります。

また、自治法でも、全部または一部を備えなければいけないと、条件つけているわけですが、現在、建物は高層化しています。例えば、11階以上の建物は、はしご車を装備しなければいけない。高層化しています。そしてまた、建材も、昔の木造だけじゃなくて、いろんな材料ができて、ガスの発生とか、いろんなことで専門の消防官じゃないと消火活動に対応できないのではないのでしょうかね。

消防団という組織は、先ほど言ったように、いろんな機能がありますから、価値もありますから、必要を認めますが、消防団の役割を今、基山町では見直さなければいけない時期ではないのでしょうか。あるいは、消防委員会というのがありますが、そこでそういう話題にはならなかったのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

消防団の役割についての見直しが今どうなんだという御質問ですけれども、町長のほうから、先ほども答弁されましたように、常備消防、それから非常備消防の役割は、きのうの訓練を見ていただいた内容でもわかると思いますように、常備消防は常備消防の役割、それから、その仕事も多忙にわたっております。その分、非常備消防である基山町消防団も入った作業の中で役割分担がはっきりしております。火災の中に入る場合は、やっぱり常備消防であります、そういった役割がしっかりしておりますので、現在のところ見直すことは考えておりません。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

昼間に3割ぐらいしか稼働率がないね、一生懸命やる意思があってもできない。会社では、消防のことで休みとりたい、年休とりたいと言ったら、消防でね、やめてくれって言われる可能性がありますよ。実態を押さえなくて、役割はそういう役割でつくられているんですから、消防団にしる、消防署にしるですね。ただ、これだけ昼間参加率が少なくなったら、あるということに安心して、火事に対応できると思ったら、実際できないことがあり得るわけですよ。

だから、例えば、一例で、消防団は、要するに、きのうも町長の話があったと思いますが、火災予防、火災を起こさないことが大事ですから、予防だけにすれば消防車は要らないんです。広報車があればいいんです。そういう機能にだけして。あるいは、今度は消火活動については、実際の専門の消防署をもっと配置することを考えないと、実際に安全・安心の確保ができないんじゃないか。あると思っていたら、実際に中身を見たら、空っぽだった。実力がなかった。だから、必要じゃないかと、こう申し上げているんですね。見直すことはないですか。

機能が難しい消防団、あるいは危機管理機能が欠如しては、本部の責任者として町長、どうお考えですか。見直さないと今課長は言ったけれども、本当にそうなんですかということです。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、常備消防につきましても、人員配置につきましてもは大体3交代で、率からしますと30%の出動を多分、有事の際はやっていると思います。

基山町の消防団につきましても、直近でまず平成16年に伊藤ハムの工場の火災と、これも有事が発生したときが深夜3時33分にあっております。このときの出動率が47%。それから、一番直近では、平成22年の2月10日、これも普通の日の夜9時に正応寺であっております。これは53.5%。こういった有事の際に、今まで訓練したことの機能を全部出して、常備消防の補足的な役割をやっておりますので、現段階で数字的にも見まして、見直し等は考えておりません。

○議長（酒井恵明君）

町長、何か。町長。

○町長（小森純一君）

先ほどから言うておりますように、消防団の任務というの、また消防署とは違ういろんな役割があるということだということです。火災の消火もございましょうし、いろんな任務は持っているということです。

それで、常にやっぱりこれでいいのかという問い直しというのは、これは必要だろうと思いますけれども、むしろ、現在、安心してはいけませんけれども、基山町の消防団はほかに

比べて、非常に人間的にも、それから活動もしっかりやっておるというふうに私は感じております。

これは、何日か前の、3月4日ですか、時事通信社から配信されたやつでございますけれども、総務省の消防庁から、大規模火災時の消防団活動を検討と、自主防災組織との連携調査もというようなことが出されております。まさに、国のほうでも、やはり消防団というものの重要性というようなことは考えてきておるということでございます。

11年度予算に消防団の強化策全体の関連経費として、前年度比24%増の1億幾らかということを経上しておるというようなことでございます。そういうことで、やはり国のほうも消防団というものに、やっぱり注目してきたという、そういう動きがあるんじゃないかなというふうには思っております。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

私というか、我々もそういう文書は書いてきました。全国的に見れば、そういうことは言えるところはたくさんあると思います。ただ、基山町というところでどうかということを考えなければいけない。岐阜や長野の山の中の市町村と基山というロケーションを考えたところの自治のあり方は、当然違うはず。今、こういう価値があったとおっしゃったけど、私が今言っているのは、今言い出してもすぐ変わるわけじゃないんです。将来の人口動態だとかですね。

この前もあったんですけども、今見て、基山町のいろんな道路ですね、町道は非常に狭いんですよ。そこへ、じゃあ、消防車がたくさん集ってきたとき、そこにどういう、現場に消防車が集ってくるのか。その交通統制はどうするのか。これは、指揮本部にそういう状況図版すらないんですよ。そういう訓練はできないんですよ。消防団ではですね。

確かに、消防だけじゃありませんから、防災もあります。災害が起こったときには、土のうを積むとか、あるいは交通整理だとか、あるいは残火火災とか、いろいろな役割があります。それはわかっていますよ。でも、そうじゃなくて、今、そういう状況のときに見直さなきゃいけないんじゃないですか、基山町ではと、こう言っているんです。しかも、一部事務組合で。

一部事務組合ですが、やはりみやきと上峰、あるいは基山町ではロケーションも違います。

同じ組合でありながら。特色があるわけですね。そういうところで、消防署としては、鳥栖と、それから西部ですかね、（「西消防」と呼ぶ者あり）西消防署ですかね、西消防署配置をされて、基山に分署が配置されています。基山のつくりやすいところにつくったんだろうと思うんですが、真ん中にするということもあったのかもしれない。そういうところを今考えておかなければ、今、過去によかったからということでは決してよくなりませんよ。ですから、私は、総務課長じゃなくて町長にお伺いしたんです。

次に移ります。

基山町に消防施設に対する補助金交付に関する要綱というのがあります。町が補助する対象となる消防施設として、機械器具、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ、あるいは格納庫、防火水槽、格納庫、サイレン等となっています。要するに、これは、本来消防という機能は、首長がしっかり持たなきゃいけないのに、基山町ではその地縁団体というか、自治会にお任せしている、こういうところがありませんか。鳥栖は、格納庫は全部、市の行政財産です。基山町は、多分、地縁団体の財産になっているはずですよ。町の財産じゃないですね。で、調べたら、消防自動車は全部、備品カードに入っていますから、全部かどうか、全部調べていないですけども、全部、多分行政財産になっていると思います。要するに、そこで町民の方に余計な負担をかけているんじゃないか。そういう点はどのようにお考えですか。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

消防の組織法にも、消防に関する経費は地方自治体が負担するよというよな1項があるよでございます。しかし、これですべて、それじゃ、消防と名のつくものをすべて自治体でやれという、そこまでではないのかなという、私は安易かもしれませんが、そういう感じを持っております。

従来、消防団というのは、自衛消防というよな、そういう意味合いもございまして、消防格納庫は町が補助して、各地区でつくってもらおうというよな、そういうことで来ておるよなことでございますので、地元活動の一環としての負担をお願いしておると。それが本当に自衛というよな、自治というよな、そういう意識づけ、それよりもお金出したほうがいいということかわかりませんが、そういう意味合いもあるかなというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

それは、実際の責任放棄じゃないですかね。もともと、例えば、地域の、今自衛消防というのは自治体だけでなく、会社も持たなきゃいけないんですね。会社も持つと定められていますから。伊藤ハムも自衛消防を持っているはずです。私も、老健ですら持っていましたから、自衛消防。医療法人でも持っていましたから。そういうのと、ただ、町の規則を見ると、会社のやつには補助しないよ、地域に補助するよと書いてある。地域に負担をかける、昔の仕組みからそのまま延長になっているんじゃないか。

例えば、6区の丸林というんですかね、あの奥のほうの、消防の備える機能と、機能というか、道具と、長野の、あれは奈良田あたりの平地の機能では、要するに、森林を持っているところ、持たないところでは、自衛消防ではその装備、編成装備が本来異なるんですよ。異ならなきゃいけないんです。そういうところで、その流れをずっと、もともとはそういうところで発生したんでしょうけれども、その流れが営々とというのはいかなものかと思うんですが、その流れのままに來ている。

今、その大事な生命、財産、安全・安心のところを見直しをきちっと、やはり考えないといけない。今、この補助金の、今、4区かな、4区が、あるいは12区ですかね、この前、土地譲渡のあれがありました。消防団をつくって、補助金を出すという、それは地域にお任せしていると、こういうことなんですね。それを協働と言われるのかどうか分かりませんが、私は違うんじゃないか。

それから、今、基山町で消防団に入る適齢者がいながら、参加しない人には出不足金みたいな制度がある。こういうのがあると、やっぱり若者は、今の感覚では住めなくなる。要するに、いろんなものが違ってきているにもかかわらず、それをずっと押しつけていると、そのところは成り立たなくなっていく。だから、制度を……、やりませんとかおっしゃるけれども、やっぱり見直さなきゃいけないところは見直していかないと、町そのものの存立が危うくなるんじゃないでしょうか。基山町の制度について、ひとつよくお考えいただきたいと思います。

それから、百年兵を養うは、一日にこれを用いんがためという言葉がありますが、今、何度と言って申しわけないんですが、あえて申し上げる。危機意識が乏しく、実態がない組織

で危機管理はできない。やっぱり、実態を把握していないと、いくさという言葉はよくないですけども、戦いはできないですね。

今、全国都道府県の自治体の県以上については、すべてが自治体で、元自衛官、あるいは元警察官という危機管理の専門家を採用して、活用しております。ちょっと古くなるんですが、数年前に私、調べたときに、市町村の約3分の1は、元自衛官等が危機管理監として採用されています。佐賀県には、県庁には松尾さんという方がおられます。元陸将補ですね。それから、私が知っている富山市ですね、ここは市ですが、原田さんという人が、元一等陸佐ですが、危機管理監で頑張っておられます。

基山町にも、そういう専門の危機管理監、これは危機管理だけじゃなくて、そういう行政をやってきた方ですから、いろんな計画だとか、いろんなことにも卓越した能力をお持ちだと思うんです。そういうのを採用されるという構想はありませんか。危機管理監、専門官をですね。して、そういう任せるといふか、そういう整備をしていくといふのはお考えがありませんか。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

本当に、それはいろいろ、危機管理もそうでしょうし、いろんな面で専門職化しておりますし、そういう専門のOBの方を充てるとか、いろいろ方法はあろうかと思えますけれども、現在のところ、そういう危機管理に自衛官だった方をというような考えは、今のところ持っておりません。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

今、ずっと述べてきましたが、危機管理を向上させた安全・安心を、内山建設の建物を買ったからできるなんて話じゃありませんので、ひとつそういう意識を持って確保していただきたいと。

そのほかに、町長だとか、総務課長もそうかな、多分、甲種防火管理者あたりの資格を持ってなきゃいけないはずになっているんですけど、そこも聞こうと思ったが、時間の関係で聞きません。

それから、ちょっと私、これは同僚議員に差し支えあるんで、聞きづらいんですが、基山町消防委員のメンバーの方に、消防の被服貸与されていますね。安全靴から、ズボンから、帽子から全部貸与されていますが、それはどういうことで貸与されているのでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

消防委員の皆さん方につきましては、式典、それから、昨日もありましたような訓練、それから、巡視等も、業務の遂行のために被服の貸与を行っております。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

被服貸与の基準では、消防業務に従事する者となっていますね。消防委員というのは、消防業務に従事することになるんですか。要するに、もっと委員というのは、そういうことじゃなくて、計画のチェックだとか、任務が書いてありますよね。そういうことにするんであって。

何が言いたいかという、基山町がいろんな根拠だとか、ものに基づいて実施をしていないことに、私は非常に危機感を持っています。いろんなことを。法を定めて、それにやっていくということ、どこか欠けているんじゃないかなと。そこだけを今例にとったんですが、全般的に、そういう感じを持つものですから、質問させていただきました。

そういうところをきちっとやっぱりやっていかないと、我々議会の中でもいろいろな問題があつて、議会改革をやってきたんですけれども、お互いに、やっぱりね、町民のためにそれぞれ新しい地点から原点に戻ってやっていかなきゃいけないだろうと思います。

そういうことで、今質問してきました。私、この4年間、常に住民の安全・安心の確保、あるいは行政サービスの質的向上、強い行政が必要だと考えていますので、そういう観点で一般質問をしてみました。ひとつ、慣例主義、どこどこがやっているからという模倣主義ではなくて、論拠、根拠に基づいて、かつ創造性を発揮できるということを視点に、基山町に新たな風を起こしたいと念じて質問してみました。

町長以下の行政職の方は、最初に申したように、精いっぱい努力を重ねられていると信じています。それはね。その中で一生懸命やっている。それを自負されていない方はおられな

と思います。おれ、なまけてるといふ方はいられない。全部一生懸命やっていると思われていると思います。しかしながら、やはりその評価基準というか、いろんなレベルというか、小さな中でだけ見るんじゃなくて、大きな視点で見ていただいて、慣例主義、模倣主義、排除して、根拠、論拠に基づいた行政をできるよう、さらに御奉公いただきますことをお願いして、私の第16回目の一般質問を終わらせていただきます。ひとつ、これからともよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（酒井恵明君）

何かありますか。（「はい」と呼ぶ者あり）総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

先ほどの消防委員の被服の貸与につきましては、業務、御指摘の点もただあるところはありますが、消防委員の皆さん方にも消防の、先ほど言いました業務遂行のために貸与を行っている。それに関しましては、基山町の消防団被服貸与規定に基づいた中で貸与を行っているところです。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

終わってから言われたから、また言いますが、これは貸与法に書いてあるんですね。それを見て、私は言っているんで。だから、業務に当たりますかと、こういうことを言ったんで、解釈の問題をしっかりといただかなきゃいけないということなんです。根拠、論拠に基づいてですね、やっぱり機能、具体的にどうなのかということをおね。これは要綱ですから、要綱というのはルールじゃないと私は言っていますがね。そういうところを、やはりしてやってくださいというのが私の最後のお願ひなんです。いいですか。よろしくお願ひをいたします。

終わります。

○議長（酒井恵明君）

以上で片山一儀議員の一般質問を終わります。

ここで14時20分まで休憩いたします。

～午後2時8分 休憩～

～午後2時21分 再開～

○議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開いたします。

先ほどの件で、片山議員の一般質問の中での件で、企画政策課長より答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

10区と12区につきまして50%程度ということでございますが、一応21年8月、1年ぐらいちょっと古うございますが、私の手元に持っております資料では、10区につきましては30.6%、12区につきましては24.7%の高齢化率になっております。

○議長（酒井恵明君）

次に、後藤信八議員の一般質問を行います。後藤信八議員。

○3番（後藤信八君）（登壇）

3番議員の後藤信八でございます。今任期中の最後の質問を通告に基づいて行います。前回の12月議会に引き続き、人口減少問題とその対応策を中心に取り上げます。

先月25日に公表されました国勢調査の速報でも、基山町はこの5年で1,046人、5.5%もの減少で、県内20市町の中で4番目の減少率であり、10町では1,000人以上の減は白石町と基山町だけであります。人口対策が町の最重要課題であることは明白であります。

前日も申し上げましたが、基山町の人口減少に歯どめをかけるには、交通の利便とか、自然環境という、いわば素材のよさの魅力に加え、もっともっと具体的に形のある魅力をつくるのが町政に求められていると思っております。

その1つとして、若い人が住みたくなる環境づくりが必要であり、中でも就学前の幼児保育、教育の充実と負担軽減が求められていると思っております。この観点から町の子育て支援策の拡大について問います。

まず第1に、22年度の保育園及び幼稚園の各園児数と対象幼児に対する割合を提示してください。

第2に、22年度の1人平均保育料、幼稚園就園費、これはもう町内で結構ですが、幾らありますか。

第3に、22年度の幼稚園、保育園それぞれの公費負担の金額を提示ください。

第4に、保育園の負担の状況について問います。

ア、22年度保育園運営費における保育料、国、県、町の負担割合を提示ください。

イ、保育料負担の状況をモデル例で示してください。いずれも夫婦で1歳児と3歳児2人の場合。年収2,000千円、4,000千円、6,000千円、8,000千円で提示ください。

ウ、保育料設定の税額区分の根拠は何かを教えてください。

エ、23年度の保育料について現行と変わる点があれば示してください。

オ、基山町独自に保育料の上限を思い切って削減するなどの負担軽減を打ち出して、町内外にアピールすべきと考えるが、どう思われますか。

第5に、今後、高まると予測されます病児保育、病後児保育について基山町の現状と今後の方向を示してください。

第6に、町立保育園の今後について。

ア、園舎の老朽化に対して建てかえの計画はないのか。

イ、駐車場の早急な整備が必要ではないか。

第7に、幼児教育を担う幼稚園政策について問います。

ア、私立幼稚園就園奨励補助金の対象者数と割合を提示ください。これ町内分で結構です。

イ、公立幼稚園のない基山町では私立幼稚園の負担は非常に大きい。補助の対象を拡大すべきではないかと考えるが、どうか。

ウ、幼児教育における幼稚園の役割は非常に大きいものがあります。私立ではありますが、保育園と同様に公的事業と位置づけ、独自の支援策を拡大すべきと考えますが、町の見解を問います。

以上が子育て支援策についてであります。

次に、道路行政について。

神の浦ため池整備に伴う本桜・城ノ上線の道路改良工事について問います。

ア、実施設計はいつできますか。

イ、地元への説明はいつから、どのように行いますか。

ウ、住宅密集地での道路工事は周辺住民の生活に長期間にわたって大きな影響があると予測されますが、工事期間中どのような対策が必要になるのか、具体的に提示をいただきたい。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

後藤信八議員の御質問に答えさせていただきます。

まず、1の子育て支援の拡大についてということでございます。

子育て支援策の拡大について問うということで、(1)22年度の保育園（認可、認可外）及び幼稚園（町内、町外）の各園児数と対象幼児数に対する割合を述べよということでございます。

認可保育園は園児数が317人、割合としましては60.2%。それから、認可外の保育園が34人、6.4%。それから、広域保育園入所、これが4名で0.7%。それから、町内幼稚園が149人で28.3%。町外幼稚園が23人で4.4%。総数527人でございます。

(2)22年度の1人平均保育料、幼稚園就園費、町内でございますが、幾らかということですが。保育料はあくまで概算ですが、月額22,600円、幼稚園就園費は月額20千円でございます。

それから、(3)22年度の幼、保それぞれの公費負担の金額を示せということです。保育園関係では、基山保育園の保育所費総額で161,574千円、たんぼぼ保育園運営費で94,809千円、延長保育事業で6,000千円、一時保育事業補助金で450千円、バス旅行費事業補助金で60千円、認可外保育所関係で749千円、病後児保育事業負担金64千円の合計263,706千円でございます。幼稚園関係では、私立幼稚園就園奨励補助金が14,541千円、幼稚園教育振興事業費補助金が336千円の合計14,877千円です。

(4)の保育園負担状況について問うということで、アで22年度保育園運営費における負担割合を示せと、保育料、国、県、町ということでございます。基山保育園につきましては、基山保育園保育所料161,574千円、それから、保育料45,540千円、28%でございます。それから、交付税算定額が77,888千円で48%。町としまして38,146千円で24%でございます。たんぼぼ保育園につきましては、たんぼぼ保育園運営費が94,809千円、保育料が27,089千円で29%でございます。国庫補助金が29,864千円で31%、県の補助金が14,932千円で16%、町としまして22,924千円で24%でございます。

イの保育料負担の状況をモデル例で示せと、いずれも夫婦、1歳児と3歳児2人の場合と、年収2,000千円、4,000千円、6,000千円、8,000千円でということです。概算の事例になりますが、年収2,000千円の方で1歳児が9,400円、3歳児で16,500円、保育料合計としまして25,900円でございます。年収4,000千円となりますと、1歳児が14,700円、3歳児が27,000円、保育料合計として41,700円。それから、6,000千円の年収の方が、1歳児が21,100円、

3歳児が33,900円、保育料合計として55,000円です。それから、年収8,000千円になりますと、1歳児の方で27,700円、3歳児で33,900円の合計61,600円となります。

ウの保育料設定の税額区分の根拠は何かということですが、国が毎年示します保育所徴収金、いわゆる保育料額算定表の階層区分により設定をしております。

エの23年度の保育料の考え方を示せということです。平成23年度については、現在の保育料により実施させていただきたいと思っております。

オの基山町独自に保育料の上限を思い切って下げるなどの負担軽減策を打ち出して、町内外にアピールするべきでないかということです。議員御指摘のとおり、そのような施策を打ち出して、町の子育て支援をアピールすることは少子化対策などに大変重要なことと考えておりますが、まずは、現在の保育料の階層区分の細分化などの見直しから考えていきたいと思っております。

それから、(5)今後高まると予測される病児保育、病後児保育の現状と今後の方向を示せと。病後児保育については、鳥栖市がレインボー保育園で実施している補助事業に参加して実施しております。基山町の利用人数につきましては、年間一、二名でございます。病児、病後児保育とも、看護師の常駐や専用の保育室の整備などが要件となりますので、現段階での町単独での実施は難しいと考えております。

(6)基山保育園の今後についてということで、アの園舎の老朽化に対し建てかえ計画はないのかということですが、現段階では建てかえ計画はございません。

イの駐車場の早急な整備が必要ではないかということ。これは整備する方向で考えていきたいと思っております。

(7)の幼児教育を担う幼稚園政策について問う。

アの幼稚園就園奨励補助金の対象者数と割合はということで、平成22年度では、9園に172人通園しており、そのうち145人、割合として84.3%が幼稚園就園奨励補助金の対象者でございます。

イの公立幼稚園のない基山町では私立幼稚園の就園費負担は大きいと、補助の対象を拡大すべきではないかということですが、御指摘のようなことから、基山町においても国の基準に基づいて幼稚園就園奨励補助を実施いたしております。現段階では国の補助事業により実施したいと考えております。

それから、ウの幼児教育に対する幼稚園の役割は大きいと、公立であるが、保育園と同様

に公的事业と位置づけ、基山町として独自の支援策を拡大すべきではないかということです。御指摘のとおり、幼児教育における幼稚園の役割は大きいと認識しておりますが、現在実施している幼稚園教育振興事業費補助金のほかに新たな支援策は今のところ考えておりません。

大きな2の道路行政について。

(1) 神の浦ため池整備に伴う道路改良工事。

アの実施設計はいつできるのかということです。現在、設計業務を委託しており、3月末までかかる予定でございます。

イの地元への説明はいつから、どのようにして行うのかということですが、3月末まで設計業務がかかりますので、その後に区の公民館で説明したいと思っております。

ウの住宅密集地の道路工事は周辺住民の生活に長期間大きな影響があると予測されるが、工事期間中どのような対策が必要となるかということですが、工事期間中は多少なりとも土ほこり等の粉じんや工事車輛等の往来によるでこぼこが生じることも考えられます。必要に応じた対策を講じなければならないと考えております。

以上です。(発言する者あり)

申しわけございません。よろしゅうございましょうか。「私立であるが」というところを「公立」と申し上げたそうでございます。申しわけございません。

○議長(酒井恵明君)

後藤議員。

○3番(後藤信八君)

それでは、一問一答のほうに入らせていただきます。

私の質問は具体的な政策がどうございますので、基本的には担当課長にお答えいただきたい。町長にお願いしたいときは、特に申し上げますので、それで結構であります。

まず第1点目、回答ですが、現在の通園児の状況、527人ということはよくわかりました。ただ、ウエートはこれちょっと、全然質問の趣旨を勘違い、私の説明が悪かったのかもしれませんが、要はこの527人が就学前幼児数に対する通園者の割合を問うたわけで、合計で結構ですので、もしわかれば、就学前幼児数が今何人おって、それに幼児教育に携わっている人は何人おると、その率についてお答えください。出せますか。

○議長(酒井恵明君)

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

ただいまの御質問ですけれども、平成23年、この2月末の数字でございますけれども、ゼロ歳から6歳までと、そういう就園の対象者878人でございます。で、保育園、幼稚園等に通っておられる方は合計で60%になります。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）

今の数字を聞いた根拠、また、後ほど申し上げます。

それから、一番知りたいのは、幼稚園の就園が始まる3歳児以降から5歳までか、就園までという6歳までになるんですかね、その3歳児以降に区切ってみた場合には、今、全体では6割ですけど、1、2歳児が入るから、3歳からの上をとってみたら、何割が通園されているということになりますか。概算でいいですよ。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

3歳から6歳までは、先ほどの2月末の数字ですけれども、515人で、そのうち457人が通園をされております。88.7%でございます。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）

今の数字をあえて確認したのは、今、幼児教育が全入時代というふうに言われております。我々のときみたいに幼稚園に行く人が珍しかった時代とは全然違って、幼児教育、幼児保育は義務教育並みの位置づけになったと、9割ですかね、3歳児以上では。そういうことになったということであえて数字を確認させていただきました。後のことでいろいろかかわりますので、そのことをお伺いしました。

2番目の1人平均の保育料、わかりました。これはもう確認ですから。幼稚園と保育園は保育時間が基本的に違いますし、性格も違いますから、比較することはありません。ただ、どちらにしてもこれは1人で月額ということですから、非常に大きな負担であることは間違いのない事実ということで、これもあわせて確認をさせていただきます。

次の3点目の公費負担の状況です。これ総額で保育園が263,700千円、幼稚園が14,870千円ということで、これ割ったらわかるんですけど、単純に保育園の1人当たり直すと幾らになりますか、ざっとわかりますか。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

保育園にかかっている総額を割りますと、一応保育園の入所者が355人で割りますと、742,833円、それから、幼稚園のほうは172人の就園者ということで86,494円、そういった事業費になっております。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）

これ幼稚園が私立でありますから、こういう形になると思うんですが、これちょっとわからなかったら結構ですけど、もし、幼稚園が公立だった場合は保育園と同じような負担額まで行くんですかね。それをちょっとざっと何かわかりませんか。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

ちょっと計算はしておりません。基本的には同じような数字に近づいていくと思います。ただ、就園の時間帯が違いますので、そういったところの時間で若干少なくなると思いますが、同じように運営経費がかかってくるというふうに思います。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）

このことを余り強くあれする、いずれにしろ、基山町の保育園の場合は公立、私立とも同じ保育料でありますし、保育園の場合はですね、保育は公立もあるということと、幼稚園はもう私立しかないということでもありますから、公費負担に大きな差があるということで、これは確認しておきます。

次に、保育園の負担状況についてお伺いしました。保育園の負担割合ですけれども、この

負担割合、例えば、基山保育園も、私立のたんぼぼ保育園も大体28%、29%が保育料負担ということ、3割弱が保育料負担ということですが、この負担割合については国の法令とか、指導要領とか、何かそういう論拠が当然あるんですかね、決まったものが。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

保育料を算定する場合に、保育料の、先ほど言いました基準、国から示されております、毎年ですね、基準が決められて、その範囲内で保育料を徴収するわけですがけれども、また、国庫補助等を計算する場合は、また、運営経費の算定基準、それと、保育料もそれぞれ市町村によって違いますけれども、一定の基準額を差し引いた残りの2分の1とか、4分の1とかという補助の仕方になっておりますので、それぞれ運営経費、保育料等の差し引き分の保育料等は基準が決められておりません。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）

今、余りちょっとよくわかりませんでしたけど、そうすると、基山町の保護者の保育料負担が28%とか、29%というレベルは、近隣市町とかいろいろ、要は高いんですかね、いろんなことを比べて安いんですか。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

基山町の保育料については、一応国の基準に合わせた保育料の算定の仕方になっております。ここの近隣、鳥栖市なり、三養基郡と比較すると、若干高目に設定されているかなという感じはしております。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）

このことはちょっと後でいろいろ聞きますので、全入時代と言われているほど幼児教育がもう当然という時代になってきて、基本的には義務教育である小・中学校は無償で、最近は

もう高校まで無償にしよう。そういう時代に、もっと早く支援せにゃいかんこの幼児の教育、保育に何でこれだけの費用を負担せにゃいかんのかなと。このことだれもあんまり疑問に思っていないくて、当然のごとく今までずっと来ているんですけど、その辺、何でという何か疑問には思われませんか。済みません、質問が悪いんですけど。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

とても難しい質問ですけど、確かに論議されているのは、そういう未就園児とかというところはあくまで国庫補助で福祉の部分というような感じで、町負担に対して、国、あるいは県が一定の補助をするというような形で来ております。学校のほうになってきますと、また、これ全然違う、制度上の問題で、確かに担当からすれば少しおかしいかなという感じはしておりますけれども、今、制度上で動いているというところでございます。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）

答弁しにくい質問しましたので、申しわけないんですが、私、何か幼児教育が特別であったころの名残のままずっと来ているんじゃないかなと。個人的な考えで言うと、例えば、保育園の場合は預かる費用と、今、保育でもある程度教育をするわけですから、教育する部分との区分が全くつかないまま、保育も教育も全部保護者負担になるというところが何かお互いに全部間違ってきたんじゃないかなということで、この辺のことはちょっと、ある意味では保育の中の教育部分を無償にするとかというこれから先の考え方が要るんじゃないかなということを個人的には今思っております。ちょっとこのまま、きょうはこのことを踏み込むつもりありませんので、関連して次に行きます。

大事なところで、負担の問題ですけども、事例いただきました。モデルではこの年収で夫婦共働きという前提で、この保育料はどの階層になるんですかね。これはどちらですか。いいですか。第5階層とかの。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

一応そういう年収とかに照らし合わせますと、2,000千円のところが3階層、4,000千円が4階層、6,000千円が5階層、8,000千円が6階層というところに入るというふうに思います。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）

これでいくと、例えば、年収6,000千円の方は第5階層ということになると、所得税が103千円未満ということになりますけど、そののくらいですかね、これは。ちょっと自分の観点と合わないんですけど。そんなもんですか。住民課長、もし。何かわかります。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員、今のところもう一度お願いします。

○3番（後藤信八君）

要するに年収6,000千円は第5階層ということになると、所得税が40千円以上の103千円未満の人たちですね。6,000千円で103千円の所得税にしかならんかなとってちょっと疑問に思ったもんですから。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

今の6,000千円のところでちょっと一応5階層ということでは言いましたけれども、5階層のところは40千円以上103千円未満と、所得税額ですね、その一番上のところあたりの階層になります。で、6,100千円ぐらいになってくると、6階層に入ってくるという数字で、ちょうど中間、5階層と6階層の中間あたりの数字だというふうに思います。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）

多分恐らく6,000千円、夫婦2人ということにしましたから、年収3,000千円、3,000千円で分けてあれすると、こうなるんじゃないかとちょっと想像しておりますけど。ただ、いずれにしろ収入に対しては大変な負担ですね。これ月額ですから、今聞いたのは。年額にすると、それぞれ2,000千円で310千円、4,000千円で500千円、6,000千円で660千円、8,000千円の方は740千円、約ですね。前回質問した国保並み以上の収入に対しては負担ということで

すね。

ところで、一番多分負担が大きいケースになると思うんですが、ゼロ歳児と2歳児を持った場合は幾らになりますか。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

ゼロ歳児、それと、1、2歳児持たれた家庭ということで、年収2,000千円のところは2つ合わせて28,600円、2人合わせてですね。4,000千円のところが44,400円。6,000千円のところが64,500円。8,000千円のところが86,000千円になります。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）

今、あえてお伺いしました。私も計算はしていたんですが、これでいくと、年収8,000千円、保育料負担が年額1,000千円超えますね。何か国保と同じように、所得再配分の考え方がこの中に入るかもしれませんが、若い夫婦が、恐らく2人で8,000千円稼ぐ世代があったとしたら、一生懸命フルタイムで働いて4,000千円ずつ稼ぐ収入を得る世帯と思うんですよね。それが本当に高額所得者なのかと。何かよく聞くんですよ。もう保育料のために働いているようなもんだと。小学校に入るのを待つのみという、今そういう状況ですね、保育園は。実際そのような切実な思いをよく聞きます。何かそういうふうに上限をずうっと年収に、もちろん国の基準で市町村長が課税状況において決めるという法律になっていますね。それはよくわかるんですが、そのことを本当にこの金額のレベルですね、どのように何か感じられるか、ちょっとお伺いします。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

基山の場合は、今、議員申されたように、国の基準どおりと。年齢区分は若干分けておりますけれども、それを基準に階層も変えずに設定をしております。このことで階層によって年収が上がられたときに、上に上がられたときに、いきなり金額が上がったりというようなことも考えられますし、近隣市町と比較をすると、3歳、4歳等では余り変わらないんです

けれども、乳幼児関係の年齢でやはり割高になっているような形の保育料の設定というふうになっております。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）

ウの税額区分の確認のところでも回答得ていますけれども、国が毎年示す保育所徴収額基準表の階層区分ということにより設定しているということで、今の御回答と思うんですが、この国の基準は上限設定でしょう。逆に言えば、これ以上取ったらいかんよという設定と私は理解しているんですけど、それでいいんですか。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

ただいま言われたとおりでございます。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）

そうすると、例えば、独自に基準以下にすることは可能なわけですね。そうすると、何かちょっと漏れ伝わったのは、独自に下げたら、国の交付税とか、補助金に影響が出るということ何かちらっとほかのところで聞いたことがあります。そういうことはあるんですか。例えば、独自に上限を下げたりした場合に、交付税に影響があるととかいうことはございますか。

○議長（酒井恵明君）

財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

普通交付税に関してはないと思います。基準単位表いろいろありますので。ただ特別交付税の面においては若干のそういうふうな状況は算入されるというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）

ここは税負担のモデルのケースの件ですので、特別交付税で変えられるということは、大臣さんの鉛筆なめなめでやられるということですね。どこかからか聞きましたけれども。そういうことで、若い人の負担が左右されるなんてということは腹立ちますけど。

私、申し上げたいのは、これは問題提起ですけど、小学校以上で所得によって授業料が変わるというのは聞いたことないですね。ないですね。何もありませんね、教育関係では。所得で、町長何かありますか、所得によって出す金が違うというのは。教育ではないですね。小、中、高、大。なぜかというと、自分で選べるから、行き先を。そういうことですね。そのことで何かやっぱり国や県も私は何かちょっと間違っただけをずっとやってきたんじゃないかなということをやっと自己反省も含めて問題提起をしておきます。

これは今までちょっと負担の現状について確認しました。本題は、支援策の問題でありますので、次に行きます。

エの回答で、23年度は保育料は変えないという回答でした。ただ、もう1つの先のオの質問で、今後の課題として、現在の保育料の階層区分の細分化などの見直しから考えていくという、一応見直していくということについて回答をいただいておりますが、この細分化だけでは、これは細分化というのは非常にまたよく見えますけど、細分化しても、細分化のときの保育料の上がり下がりの幅が大きければ、何千円単位で細分が変わるのであれば、収入が変わるたびに保育料が変わるという危険性もあるわけですね。したがって、細分化だけでは保育料の負担軽減に本当になるかなということを考えるんですけど、その辺どうですか。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

確かにやっぱり一番上の上限を若干扱わなければいけないのかなというのはありますけれども、その4階層、5階層、6階層あたり、人数が多いところですね、そのあたり、4階層に96名、5階層に79名ぐらいおられますが、そういう方のところを細分化した場合、今の保育料から3段階ぐらいにした場合でも、保育料全体としては6,000千円ぐらい、ちょうど今の子供さん、階層におられるところを見直した場合でも、そのくらいありますので、階層を細分化しただけでもかなりの減額といいますか、保育料の削減にはなるというふうには思います。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）

その6,000千円というのは年額ですね。月額じゃないですね。月額じゃないですね、当然ね。わかりました。

だから、上限、後で申し上げますけど、高校まで無償化するような時代に、社会全体で育てにやいかん幼児教育にこれだけ金かかると。2人で年間1,000千円も払わにやいかんような人は、子ども手当、今、26千円の満額になったとしても、400千円ぐらいまだ残るんですよ。今、この子ども手当どこ行くかわからんわけですから。したがって、やっぱり大胆な支援策を考えるべきじゃないかと私は思っております。

子育て支援のために町独自で負担料軽減に取り組む町は非常にたくさんあります。熊本県の大津町、これは多様な子育て支援で非常に有名なところですけど、順調に人口増を実現していると、休日保育とか、子育て支援センターで病後児保育とかに加えて、ここは保育料の上限を40千円に設定していますね、頭を。だから、後ろのほうは2千円単位ぐらいで、5、6、7階層ぐらいはなっていて、とにかく40千円以上はそれ以上ない。それから、ネットでいろいろ調べただけですけど、宮崎県の三股町ですか、上限47千円。それから、香川県の多度津町というところですけども、これは私の子供から聞いた話ですけど、上限が45千円と。この場合は夫婦とも所得税課税労働者の場合は1階層ランク下げると、対象をですね。夫婦とも課税労働者の場合は非常に高く出ますので、ランクがですね。そういういろんな支援策を実際にはやっておるんです、町が。私、細分化だけでは不十分で、上限の思い切った引き下げとか、課税の場合の軽減策、こういうのを入れて、やっぱり一生懸命働きながら子育てしている若い人の負担を軽減すると、そのことを基山町としてアピールすると。ぜひ基山の町民の皆さんは、前回質問させていただきましたように、1人当たりでは一番高く税金を納めているわけでありますので、それに見合うリターンじゃないですけどね、基山の町こそそういうことを率先してやるべきじゃないかということを考えますけど、町長どう思われますか。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

今までの御質問ずっと聞いておりまして、やはり子育てには本当にお金かかるんだなとい

うような実感をいたしました。そういうことからして、根本的な解決にはならないと思いますが、やはり少なくとも近隣の市町よりも高いようでは、もうこれ話にならないということでございますので、とりあえずは階層を分けて、よそと比較しても若干でも低くなるような、そういう考え方、それによって人口増といたしますか、人口減を幾らかでも食いとめられたらというふうに思います。これで本当にその先、独自で支援策等を考えられれば、それはもっと効果はあるというふうに思いますけれども、とりあえずは今私どものほうで検討しておるのは、階層を分けてということでございます。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）

何かこういう人口が周辺地区でどんどん伸びていると、鳥栖も、小郡も、筑紫野も、基山の周辺、那珂川町も、全部伸びている。そういう中で基山町だけが減っていると。そういう中で近隣市町並みか、近隣市町よりちょっといいぐらいの発想ではね。町長、若い人は本当に住む場所を決めるときに、保育環境、学校環境、一番先に調べるんですね。本当ですよ、これは。その中でもう3千円、5千円の負担とか、違いとか、補助金とか、そういうのに本当に詳しく調べます。家賃の状態とか。それが本当に若い人が基山に住もうかというときに、1カ月3千円、5千円、彼らにとってはとんでもない大きな金額なんですよ。そのことをやっぱり形にするというか、そのことをしっかり認識していただいて、本当の基山の魅力というのは近い自然環境があるという大きな素材のよさがあるわけですから、それにプラス若い人に訴えられるものがないとですね。たくさん魅力的な店があるわけじゃなし、来ないですよ、これは。

施政方針の三大方針の3つ目に、定住人口対策を3日の日にお聞きしました。本当にそういう面では欠かせない施策じゃないかというふうに思いますが、どうですか。もう一度。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

確かに人口が減少しておるということは、これはもうゆゆしき問題だというふうに思っております。何とかこれを食いとめなきゃいかんと。それじゃあ、何をやればいいのかということになるろうかと思えます。しかしながら、これよく数字を見てみますと、何といたしますか、

世帯数はふえておると、これ言いわけかもしれませんけれども、1,000人ばかり減っているけれども、世帯数は百五、六十はこのところふえておるということをございます。その辺の要因が何なのか、ひとつやっぱり歴史的な問題もあるかも知りません。二十数年前に開発が進んで、そして、若者の流出というような、そういう時代背景といいますか、そういうことであろうかというふうにも思います。そんなことは言うておられませんから、しかし、何とかあの手この手で定住を図っていく、それにはやっぱり子育て支援ということは大事な部分だというふうに、有効な部分だと思いますもんですから、その辺はこれから充実させていかなきゃいかんということを考えております。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）

階層区分だけでも見直すということの回答でありますし、ぜひ先ほど来、要望しております上限の設定とか、本当の課税、夫婦とも課税労働者の場合のランクの引き下げとか、いろんな町独自で可能な範囲の料金設定についてぜひ真剣に検討いただく、ぜひお願いを申し上げて要望しておきます。

それから、病児保育、病後児保育については、回答いただきましたが、確かに私は運営上非常に難しいということはよく聞いております。病院に委託した場合でも、病院の経営上、非常に難しいということもありますし、公的には非常に難しいということも聞いておりますが、先ほど一、二名しかないという回答でありました。これ病後児保育ですね。病気の回復途中にある保育児を預かる、鳥栖で預かるということ。これわざわざ鳥栖まで行かずに、もう多分親御さんが休んでいるんじゃないですかね。実態はそうだと思います。現実にはそうです。近くに送り迎えできる両親、おじいちゃん、おばあちゃんが住んでいない若い人たちは、勤めている人が休まざるを得ないんですよ。保育児が病気すると。

したがって、私が質問したのは、この次世代育成計画、これにも非常に保育サービスのニーズの調査の中でも22%もあると、ニーズの中にですね。将来的な病後児保育の充実について。その辺のことをこういう一、二名しかおらんで、鳥栖に今委託しておりますから、それでいいですわということじゃなくて、この裏に隠れているやつは大変多くの若い夫婦の非常にしんどいところがあるということを認識いただきたくて、これを出しておりますので、本当は基山の中でどこかの病院に頼むなり、あるいは大津町のように、大津町は子育て支援セ

ンターで町でやっていますね。子育て支援センターだから、多分町内の施設の中で預かっているんだと思いますけれども。それぐらいの覚悟が要るんじゃないかと思いますが、大変な仕組みが要るんで、そこまで無理申し上げませんが、実態の認識として、そのことを重々、そんな簡単な問題じゃないということについて認識をしていただきたいということでもあります。

時間がちょっとあんまりありませんので、保育園のことは、町立保育園の建てかえ問題についてはないということで、特に急いでということではありませんが、この問題も、朝方からいろいろ出ている合併問題とか、いろんなことが万一あっても、保育事業というのは永久に残りますね、町長。保育事業が多分なくなるという時代、例えば、基山の中です、保育園が要らなくなるという世界は多分半永久起こらない。そういうことからいうと、私は町の優先事業として図書館建設とかよりも、むしろ周辺地域に誇れるような保育園を建てかえて、そして、内外にもアピールできると。それぐらいの必要性があるんじゃないかということで、このことをあえて質問しました。その辺、どんなでしょうかね、この事業の優先ということで。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

大事な部分だということは、先ほどからも申し上げております。しかしながら、放課後児童にしましても、周辺よりもいいよというような、よそからお見えになった方のお話なんか聞くと、むしろ基山のほうが整備されていいよというような話も実は聞いたりもしております。しかし、そういう問題じゃなくて、やはり誇れるような、これはというような何かやっぱり欲しいということも事実でございます。図書館は図書館としてまた別に考えなきゃいかんと思いますけれども、そういう意味で、福祉、教育ということはしっかり取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）

これはあんまりこだわりません。ちょっと時間が切迫してまいりましたので。

それから、駐車場整備の問題については、実施の方向でということではありますが、ぜひ雨

の非常に多い梅雨時期前までに整備を検討いただきたい。以前から非常に苦情の多い話だったはずでありますから、そのことを本会議でも臨時会で申し上げましたが、要請しておきます。

次に、幼稚園政策について、私立でありますけれども、その辺のことを確認しました。就園奨励費が対象者が84%もおられるということで、ちょっと予想外に多いことにちょっとびっくりしましたが、お伺いしますが、就園補助の対象の上限である所得割課税額が183千円ということは、夫婦で大体どれぐらいの年収の人か何かわかりますか。所得割税額が183千円、夫婦2人の場合。ざっとわかりますか。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

ちょっと内容はどういう家族構成かというのはちょっとわかりませんが、国のほうがこの就園奨励補助金を示す資料の中で年収6,800千円以下という指標が国のほうから参っております。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）

わかりました。これ、そうすると、従来の児童手当のそういう所得制限のことを入れているということですね。

この対象じゃない人は、いわゆる金持ちだという国の判断でしょうけど、私はそう思いませんが。基山町の場合、公立幼稚園がないんですよ、申し上げたいことは。公立という選択肢がない。中学校は私立がありますけど、公立という選択肢があって私立がある。全然意味が違う。そういう中で大体公立幼稚園、近隣小郡とか、筑紫野とか、みんな公立がありますが、就園費6千円の、給食代入れても8千円、9千円の負担で済みますよね。そうすると、こちらに来ようとする人はどういう判断をするか。基山は私立しかない。20千円かかる。だから、こういう公立のない選択肢しかない町こそ、例えば、この183千円以上の人たちに対しても、これ福岡市とか、宗像市は独自で助成金出していますよね。収入制限せずに出しています。もうわずかですよ、年額20千円とかね。ですけれども、その就園補助を国の基準に定めて、それでとめるということ、それで構いませんが、公立の選択肢のない基山町で私立

しか行けないというところに対しては、もっとやっぱり町がきちっとした支援策を拡大すべきじゃないかと思うんですが、その辺どうでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

確かに公立がないということで単純に比較もしづらい面がございます。ほとんど基山町の方が幼稚園に通われてもほとんど私立の幼稚園に、周辺行かれていますので、同じような保育料ということ、ほとんど月20千円というような数字になっています。保育料のほうと比較をしますと、年収関係もいろいろありますが、今のところ、同じような金額、20千円のほかに教材費とか、その他の施設費とかということで別個にとらえている園もあって、そういうのを含めて考えても、今の基山町の保育料、4階層、5階層にわたる27千円とかという数字に近い数字になるかなと。そのうちに年間43千円ぐらいの補助があるということで、単純にちょっと比較すると、逆に幼稚園のほうが低くなっているような状況もございますけれども、全体としてはやはりかなり負担になっているというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）

幼稚園は教育という観点からというと、やっぱり幼児教育では柱になっていますね。本町の幼稚園も町内外に非常に評価が高いと、希望者が多いというふうに、次世代育成計画には書かれておりますね、はっきり。そういう意味で、幼児教育の柱として基山町として重要視するということであれば、本来でいけば、将来の小・中学校教育のレベルアップにつながるということになれば、もっともっと幼稚園に対するいろんな支援について町として真剣に考えるべきだと私は思うんですが、教育長、どういう、教育課長、どちらでも結構ですけど、どう思われますか。

○議長（酒井恵明君）

教育長。

○教育長（松隈亞旗人君）

私もそのように考えます。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）

あとちょっと、道路行政もあるんで、幼稚園の中で最後に1点だけ確認しておきます。

先ほど何度もしつこく申し上げておりますが、私立でありますけれども、公立のない町として、私は公的事業の扱いをすべきじゃないかと。例えば、町民会館などの公的な施設利用料ですね。今、多分恐らく、例えば、保育園はゼロ円ですか。幼稚園は多分半額かなんかの設定になっていると思いますが、本来でいけば、公立学校もある中学校との位置づけとは全く意味が違うんですね。そういうものと私立幼稚園を一緒にするのはちょっとおかしいかなと、町としてはですよ。したがって、やっぱり同じ、町民の皆さんからもう広報に載るのはすべて保育園のことばかりと、幼稚園の「よ」の字も出てこない、写真とかですね。そういう不満はよく聞きます、実際。そういう意味で、この扱い方が公立がない地域の幼稚園としてももっともそういう公平性というんですか、町民にとっての公平性というのをもっときちっと整理すべきじゃないかと思いますが、その辺どうでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

確かに実態としては後藤議員御指摘のとおりでございます。私たちも保育園と幼稚園と意識的に格差をつけているわけではございませんけれども、そういったPRとか、いろんな子育て支援の情報を広報に載せるということについては、特に注意しながら、同じような扱いをさせていただきたいと思います。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）

教育課長に申し上げますけど、今、例えば、町民会館使う場合は、町立学校、保育園の場合は全額免除ですね。それから、町立以外の学校、保育園、幼稚園などは、全額、または一部免除と。多分恐らくこれどのくらい、半額になっているかどうか私ちょっと現実にわかりませんが。自分の意思で行ける生徒が、中学校、高校とかという話と、そういう選択肢しかない幼児教育の話とはちょっと意味が違うと思うんですよね。そういう意味で、例えば、同じお遊戯会の練習するのに、片方は保育園が使えば、ただと、幼稚園は50千円も、200千円

もかかるという、幾らかわかりませんが。それはちょっと公的な事業の扱いには全然なっていないなという思いがありますので、そういうことを含めて申し上げておりますので、これからのいろんな検討の中でよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上でちょっと具体的にやりとりがあったわけじゃないですけど、子育て支援策については終わります。

ぜひとも若い人の子育て支援策を拡大して、少しでもやっぱり若い人が住みたくなる町づくりを具体的に形にさせていただくということを改めて要望しておきます。

2つ目の道路行政に行きます。

1番の3月末ということはわかりました。

2番目の地元説明会についても、設計でき上がり後、行うということですが、ぜひ地元への説明は行政区という組織だけじゃなくて、沿線住民への説明と理解を得ることが大事だと思いますので、それを丁寧に行っていただきたい。道路認定のときに、このことがやっぱり少し欠けたんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひこのことを、まずは、地元の皆さんの理解をきちっと得るということを最優先にいただきたいということが1点あります。

大事なところは、その3点目の完成後の道路の、私はこの道路は自分なりにいろんな判断しますと、完成後の道路の通行量等はそんなに排気ガスとか、騒音が町じゅう大変だということにはこの道路はならんんじゃないかなと。むしろ一番心配なのは工事期間、住宅密集地のそばを、工事期間に不安を持つ人が非常に多い。回答は、多少なりともということですが、その程度で全然済まんんじゃないですか。例えば、埋め立てに伴う土砂の運搬量はどのくらいになりますか。それから、それ10トントラック、あるいは5トントラックで何台分ぐらいになりますかね。

○議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

ため池の埋め立ての土砂の量ということですが、今のため池が約4,000平方ございます。概算ではじいているのが約1万5,000立米の土砂の搬入となります。それで、10トン車で換算すると、10トン車で約5.6立米の積載量があります。で、2,700台になります。それと、4トン車の場合が2.3立米の積載量になります。それで計算しますと、6,600台という数

字になってきます。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）

ありがとうございます。一番聞きたいところを正確に教えていただき、私は2万立方メートルぐらいあると思っていたんで、もうちょっとたくさんあれしとったんですが、それにしましても、例えば、10トン車で2,700台、年間300日トラックが動くとして、1日約10台、9台。それから、4トン車の場合だと、多分10トン車というのは無理じゃないですかね。4トン車で行くと、6,600台ということは、1年に300日稼働して、1日二十何台ですか、行き帰り。これで工期がどのくらいになる、これはたしか4年、5年かかるとか、あれは道路全体で4年、5年ということですか。埋め立てだけではどのくらいかかる予定になるんですかね。

○議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

道路の改良計画につきましてが約5年の予定でございますが、ため池の分につきましては2年程度はかかると思います。

先ほど1年間の稼働日数と言われましたけれども、300日とかはまず無理ではないかと思えます。というのが私たちの勤務日数が約240日程度ですから、それよりもまだ、雨の日とかはできませんので、日数はかなり少なくなってくるのではないかと考えております。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）

私は日数よりも物すごいトラックの数がね。5軒か、10軒の人はほぼ真裏を毎日のように動くわけでしょう。だから、お聞きしたいのは、多少なりとも影響があるんじゃないかというこのレベルじゃなくて、防音とか、防じんとか、安全対策ですね。このことについてやっぱりきちっと住民の皆さんに、先ほどのような話も説明いただいてやらないと、ざあっとした説明で実際にトラックが動き出したら、もう毎日10台、20台、背中を通ると、大型車ですよ。ということになるので、そのことをきちっと配慮して、あるいは道路の間に緩衝帯

を設けるとか、そういうことを地元の皆さんときちっと話して、この話を進めていただきたい。一番不安に思っているのはやっぱり工事中ですよ。地元の皆さんが。そのことをお願いしておきます。

請願否決時に、地元、地域住民の生活に支障を来さないようにという条件を連合審査会では申し上げたはずで、そのことの十分な配慮と対話を行うようにという要望をしております。議会としてもそういう要望をつけて、あの請願は、私はちょっと違いましたけれども、否決をされたわけで、その意味を十分に検討いただいて、この安全対策、それから、防じん対策、防御対策ですね、万全を期していただきたいということを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（酒井恵明君）

以上で後藤信八議員の一般質問を終わります。

ここで3時45分まで休憩いたします。

～午後3時30分 休憩～

～午後3時45分 再開～

○議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

次に、松石信男議員の一般質問を行います。松石議員。

○10番（松石信男君）（登壇）

どうも大変お疲れさまでございます。きょうの最後でございます。日本共産党の基山町議団の松石信男でございます。私は町民こそが町政の主人公との立場に立ちまして、子育て支援策と地域経済の活性化対策について、町長並びに各課長にお尋ねをいたします。

質問の第1は、子供の医療費助成の小学校卒業までの拡充についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、同僚議員も既に御存じのように、町長は今議会に中学校卒業までの入院無料化、そして、小学校卒業前の通院無料化、これを実施するという条例改正案を提出されております。しかし、この質問について前もって提出しておりましたので、質問を行いたいと思います。よろしく願いしておきます。

この子供の医療費助成の拡充について、昨年3月議会の私の一般質問や12月議会の大山勝代議員の一般質問に対する町長の答弁を踏まえましてお伺いしたいと思っております。

子供を育てる親にとって一番の心配は子供の病気であります。費用の心配なしに安心して

病院にかかれるように子供の医療費を助成することは、子育て支援を進める基山町にとって大切な課題ではなかろうかと思えます。基山町の乳幼児医療費の助成は、当初の2歳児までの通院、入院に対する無料化から、平成19年度には小学校就学前まで無料化となり、あわせて小学校卒業まで、入院に限ってですが、助成され、現在に至っていることは皆さん御承知のとおりでございます。

県の状況を言うまでもないわけですが、玄海町が中学校卒業まで通院も入院も助成を行い、神崎市では小学校卒業まで通院、入院とも助成、みやき町は中学校卒業まで入院に限って既に助成をされております。このように県内や全国で医療費助成の拡充が広がってきております。現在の少子・高齢化の進展の中で子育て支援策としてはいろいろございますけれども、この子供に対する乳幼児医療費の助成対象の拡充は町民の皆さんの強い願いとなっております。

日本共産党基山町議団が昨年11月から取り組んでおります町民アンケートでは、もっと子育てしやすい町にしてください、入院医療費の助成を小学6年生までを中学生までにしてほしいなどの声が寄せられております。

そこで、町長にお尋ねをいたします。

まず、1つ目に、昨年3月議会の中で私が現在小学校卒業までの入院だけの医療費助成を通院も助成するように求めたことに対して、町長は県からの補助金もなく、助成することは財政的に厳しく、助成は困難との見解を示されました。その後、昨年の12月議会で大山勝代議員が段階的に助成の対象年齢の延長を求めたことに対して、町長は佐賀県の助成がない段階ではまだ踏み切れないが、基山町独自でもする改善の考えは持っている、前向きに数字を出して検討していると述べられております。そして、具体的に小学校3年生まで通院の医療費に助成をした場合は4,120千円、6年生までは7,780千円、中学3年生までは12,670千円の財源が必要との見解を示しながら、前向きに検討しているとの答弁がなされたところであります。結果は今度の条例改正案ということでございます。

2つ目に、医療費の一部負担金における自己負担金についてお尋ねをいたします。基山町ではどのようになっているのか、3歳からの医療費の自己負担金についてお答えください。

3つ目に、県内ではこの医療費の一部負担金の患者負担が全く必要のない市町村もある中で、この自己負担金の廃止、あるいは軽減を図ることも必要だと思いますけれども、御見解をお聞かせいただきたいと思えます。

4つ目に、小学校卒業までの通院の医療費を助成した場合、7,780千円の財源が新たに必要だが、財政的に厳しいとの見解が示されました。そこで、この財源について具体的にお聞きをいたします。

まず、基山町の貯金である財政調整基金、公共施設整備基金は、平成22年度末で、この積立額、預金額は幾らになりましょうか。

次に、基山町の議会改革によりまして議員定数削減、費用弁償の廃止がなされましたが、このことにより基山町議会にかかる費用がどれだけの削減になるのでありましょうか。

そして、小学校卒業まで入院、通院を助成している神崎市と中学校卒業まで入院を助成しているみやき町、そして、基山町の財政力の強さを示す財政力指数の説明を求めます。

質問の第2です。地域経済を活性化させる住宅リフォーム助成制度の創設についてお伺いをいたします。

この件につきましては、平成21年6月議会、22年の6月議会でも行いました。今回で3回目の質問になります。地域経済の活性化にとって本当に大変重要な事業だと私は思っております。議論を深める中で前向きな答弁を期待するところであります。

この住宅リフォーム助成制度は、住宅をリフォームしたい住民に自治体が一定額、例えば、100千円などの補助をするもので、工事を地元の中小零細業者だけに発注していくため、建設業で仕事がこもっている業者から大変歓迎をされております。住民からも助成制度があるこの機会に思い切って家をリフォームしたいと歓迎をされています。地域経済への波及効果が大きいこの制度は今全国に広がりつつあります。昨年11月30日現在、29都道府県175自治体に広がってきました。私が最初に質問した2年前が19都道府県の83自治体でしたので、自治体数では2倍以上にふえてきております。福岡県では大木町、それから、筑紫野市、筑後市が実施しており、飯塚市、粕屋町、苅田町がことしの4月から実施予定だと聞いております。

私どもが行いました町民アンケートの中には、今のままだと中小企業、個人、特に建設は倒産してしまうと思います。公共事業が減ると、大手が主になってするので、末端のほうまで仕事が回ってきません。もう少し公共事業がふえると、それに伴い、ガソリンも使うし、車も使うので、もう少しは景気対策になると思いますという声が寄せられておるところであります。

そこで、お尋ねをいたします。

まず、1つ目に、先ほど紹介しました町民アンケートの声にありましたように、今、地域経済の疲弊は深刻で、中小建設業者は仕事が欲しいとの強い願があります。町内の建設業者の経営の現状について、町長はどのように認識されておるのか、御見解をお聞きいたします。

2つ目に、この制度の地域経済への波及効果についてどのように考えられておるのか、御見解をお聞きいたします。

3つ目に、私は、利用した住民、業者も歓迎し、地元経済への波及効果も抜群の住宅リフォーム助成制度の創設を不況対策として基山町に求めるものであります。御答弁をよろしくお願いいたしまして、第1回の質問を終わります。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

松石信男議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1としまして、子供の医療費助成を小学校卒業まで拡充をということです。

(1)の昨年の12月議会答弁では、前向きに検討しているとの答弁がされたが、その後の検討結果についてということでございますが、乳幼児及び児童の医療費助成につきましては、平成23年4月から小学校の通院及び中学生の入院まで拡大し、助成を行うため、条例改正と新年度予算をお願いしておるところでございます。

(2)の医療費の一部負担金における自己負担金で3歳からの負担額は幾らかということでございます。3歳以上6歳まで、いわゆる就学前の自己負担額は、月ごと、医療機関ごとに通院で500円、入院費は無料、小学生の入院費は500円ということです。4月から助成拡大する小学生の通院、中学生の入院についても、月ごと、医療機関ごとに500円としております。

(3)自己負担金の軽減や廃止をすべきではないか、見解を求めるとのことです。事例では無料化しているところもありますが、基山町としては、すべてを無料化するというのではなく、一定の自己負担はお願いしたいと考えております。

(4)医療費助成の財源について。

アの財政調整基金と公共施設整備基金の平成22年度末の残高は幾らになるのかというお尋ねです。3月補正段階で財政調整基金が362,720千円、公共施設整備基金が1,106,367千円となる見込みでございます。

イの議員定数削減や費用弁償廃止による議会費削減額は幾らになるのか。平成21年度ではということです。平成21年度決算で議員報酬が13名、41,340千円、23年度予算額41,274千円、それから、議員期末手当が21年度決算で12,281,412円、23年度予算額で11,667千円、議員共済費が21年度決算で6,902,400円、23年度予算額が37,565千円でございます。費用弁償については、平成21年度決算額2,095,300円、23年度予算額はゼロ円となっております。

ウの神崎市、みやき町、基山町の財政力指数は幾らかということです。平成22年度の指数で、神崎市が0.449、みやき町が0.502、基山町が0.700でございます。

2の地域経済を活性化させる住宅リフォーム助成制度の創設をということです。

(1)町内の建設業者の経営の状況についての認識を問うということでございます。町内の建設業者の経営の状況についてですが、まだまだ景気の回復というところまでは行っていないと思われ、いまだに厳しい状況にあると思います。町内には建設業に関して中小零細企業の方は多くおられると思っておりますが、経営の状況については把握しておりません。

(2)住宅リフォーム助成制度の地域経済への波及効果についての見解を求めるということです。この助成制度を実施すれば、町内の中小建設関係事業者の仕事の確保とともに、地域経済の活性化につながるものと考えられます。

(3)不況対策として住宅リフォーム助成制度の創設を求めるということですが、昨年第2回定例会一般質問で議員質問されましたが、現在のところでは住宅リフォーム制度の創設については考えておりません。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）

そしたら、2回目以降の質問でございますが、最初に、住宅リフォーム助成制度のほうから入りたいと思っております。よろしく願いいたします。

まず、町内の建設業者など中小零細業者などの経営については、いまだに厳しい状況にあるという見解を示されました。全く私も同感であります。それで、町内の建設業者、あるいはその関連業者、リフォーム業者の方に経営の状況について4業者ほど声を聞きに回ったところあります。若干報告いたしますと、経営は悪いところではないと、何とかやりくりやりくりしてやっている。今の従業員の雇用を守りたいが、縮小しかないのかなど。それか

ら、リフォームの仕事が町外の業者にとられて仕事が減っている。リフォームの訪問販売でたまされた人もいる。お客さんは町外の知らない業者に頼むより、町内の業者に頼みたいと思っている。このような声をお聞きいたしました。

また、先月の佐賀新聞で、毎月載ってくるわけですが、佐賀新聞では、昨年12月の住宅着工件数が前年同月比で34.5%減、昨年4月からの累計では20.8%減ということで、新築住宅建設が落ち込んでいると県建設業協会専務理事の話を紹介しております。基山町内の業者の方、非常に経営に苦慮しているという状況がこれでもうかがえるというふうに思います。

次に、地域経済の活性化についてですけれども、これを実施すれば地域経済の活性化につながるという見解を示されました。この件で、去年も6月議会の中で御紹介をいたしましたんですが、隣の筑紫野市が昨年度よりこの住宅リフォーム助成制度を実施しております、1年限りですが。それで、3月1日に筑紫野市に行きまして、担当課より、実際どうだったのかと、1年間実施してですね、という説明を受けてまいりました。

それで、まず、筑紫野市のリフォーム助成は、住宅改修の工事費が100千円以上のもので工事費の10%、100千円を最高限度額として補助するものです。工事は筑紫野市内の施工業者を利用するものとしておりますので、市内の中小の業者に仕事が回るようになっています。例えば、工事費が500千円の場合は50千円ですね、10%ですから、補助金を出す。1,500千円は150千円じゃなくて、100千円が限度ですから、100千円の補助金を出すという格好になっています。そして、この助成制度の事業の目的を次のように書いています。地域経済の活性化及び市民生活の安定を図るためというふうに定めております。それで、担当課の説明では、昨年の5月から1年限りの事業として予算10,000千円で実施をしたと。ところが、申し込みが殺到して、2カ月で予算を使い切ったと。そして、直接の経済効果は、これ表をいただいて、町長のほうにも上げておりますけど、186,848千円、直接の経済効果ですね。それから、補助対象外の工事を含めると、約2億円の経済効果があったのではないかとということで説明がありました。工事内容は、屋根、壁の塗装改修や、壁、床、天井の改修などが58件でトップです。続いて、省エネ工事が43件、バリアフリーが9件で、合計の110件というふうになっております。商工会からの声として、工事のPRになったと、入札に参加できない個人業者の仕事がふえた、また来年度も実施してほしいという声があるそうでございます。

それで、筑紫野市の担当課としては、今後の経済状況を見ながら、6月の補正予算で再度10,000千円を計上したいと。筑紫野市は市長がかわられたとかな、かわれたんですか、だと

いうことで、骨格予算ということで6月で本格予算ということで予算計上したいというふうな話を受けたところであります。

そこで、お聞きをいたしますが、いわゆる先ほど言いましたように、10,000千円の予算で2億円の経済効果ですね。約20倍です。この筑紫野市のこの地域経済の活性化事業、いわゆる住宅リフォーム助成事業についてですが、まず、このことについてどのように思われるのか、町長、先ほど活性化に効果があるというふうなことは言われましたけれども、実際20倍の効果があつたということをお紹介いたしました。このことについてまず、町長の率直な御感想をお聞きしたいと思います。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

以前にも松石議員からもこの提案といいますか、制度をどうかというようなお尋ねがございまして、そのときから私も非常におもしろいと言うと語弊がございますけれども、制度としてはいい制度かなというふうに思っておりました。その後、いろいろ気になって新聞等にも再三その記事が載っておりましたので、私もそれも読んだりもいたしておりました。しかしながら、現在の、先ほども言いますように、今の時点では町単独独自でというようなことはちょっとまだそこまでは考えていないということでございます。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）

この隣の筑紫野市の場合をとっても、いわゆる補助額の20倍の経済効果。これほど私は有効な税金の使い道はないのではないかと。例えば、2億円の公共事業を発注するよりも、10,000千円の事業で2億円の経済効果が出るわけですから、非常に私は税金の使い道としては本当にいいのではないかと。私は非常にこれを実施する場合の予算として、町長が非常に財政的に厳しいという見解をたびたび示されておりますので、私、例えば、筑紫野のように、10,000千円かけてやりなさいというふうには申しません。例えば、三潴郡大木町ですけれども、3,000千円でやっております。そしてまた、事業期間もずうっとやるんじゃなくて、例えば、筑紫野市は1年だけの単独事業になっております。もちろん先ほど紹介しました、非常によかったということで、今年度もやろうということになってはおりますけれども、それでい

いんじゃないかと、まずですね。先ほど筑紫野市の例を示しましたように、非常に申し込みが殺到したと、そして、佐賀新聞の報道にもありましたように、町民の方は新築は難しいけれども、この補助を機会に家をリフォームして、あと20年、30年ぐらいは使えるようにしたいというふうに思っておられる人もおられるんじゃないか。私はそういう意味でこれは実施に値すると、わずかな金額でですね、これ実施していいんじゃないかと。まだ町長はそこまで考えていないというふうなことでございましたけれども、これはどうですか、まだ考えていないということですけど、やはり実際やっているところを研究するというのが私は必要だと思いますけれども、その辺、どちらでも結構ですが、お答えください。

○議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

今、議員申されましたように、私も、近隣では筑紫野市の例がありますから、直接電話をかけてお尋ねしました。今、申されましたように、内容的にはそれこそ評判はよかったということを知っております。今、申されましたように、市長さんがかわられたということで、まだ骨格予算であるということまで言われております。で、6月には10,000千円を追加したいということまで聞いております。ですから、評判はよかったということそのときに筑紫野市のほうでは聞いております。（発言する者あり）基山町におきましては、やっぱりこれはお金の問題ですね。だから、そういうことを総体的に勘案しなければならないかとは思っております。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）

それで、どうも町長も、担当課長もお金の問題ということですけども、私は、その財源の問題として、先ほどもお聞きしたんですけども、財調、いわゆる財政調整基金ですね、いろんな考え方あると思いますが、362,720千円になるわけですね、3月末で。それだけ積み立てられている。公共施設整備基金に至っては11億円ですよ。もちろんこれはいろんな使い道があるということございましょうけれども、それだけの積立金があると。ですから、ちょっとまたあえて何回もこれ町長に申し上げて申しわけないんですが、第4区導水協議会からいただいた83,000千円もあるということで、そういうことで、その一部を、例えば、

3,000千円、5,000千円、これは私は充てられると思うんですよね。全部使えじゃない、その一部を充てて実施をすると、財政効果、波及効果については、町長もお認めになったし、担当課長もですね、実際私が行って聞いたことをまた調べられて、全くそのとおりだというようにお認めになったということですから、非常に財政的な面を町長は心配されているかもしれません。だから、この辺をやはり思い切って一部取り崩して、これに充てると、この事業をやるという立場に立ってほしいと。財源的な問題について町長はどのようにお考えですか。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

本当に財政、財政、財源、財源と言いたくも本当はないんですけれども、やはり今議員おっしゃったように、財政調整基金もそこそこあるじゃないかというようなことでございます。しかしながら、今年度というか、来年度の予算にしましても、3億円ぐらい持ち出さないと予算がなかなか組めないというような、そういう内輪の状況もあるわけでございます。したがって、財政調整基金、あるいは建設の関係のやつ、そういうのもやはりある程度は持っておかないと、これから先、難しいという、これは御理解をいただきたいと、すべて使い切っていいという話ではないというふうに思っております。

それから、先ほどは申しませんでしたけれども、実はこれは秋田県とかなんかでもやってあるようでございますし、今度、佐賀県でもさきの県議会で古川知事も制度的には有効な制度みたいだから、県としても検討しよう、それで、市町村にも働きかけてみよう、問いかけてみようというようなことも実はおっしゃっています。それで、アンケートが一応来ております。（発言する者あり）ああそうですか。そういう状況でございますので、その辺のところもひとつ見ながら、また、町としても考えていきたいというふうには思っております。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）

で、私は積立基金をなくなるまで使えとかということは、ほんの一部ですから、3,000千円、5,000千円ですね。これは取り崩しても、先ほど筑紫野場合は20倍の経済効果ということですから、非常に税金の使い道としては本当にこんな効果のあるものはないというふうに思うわけですので、そういうのを財源充てたらどうかと、それも、10年間とか、20年間やれ

と言っていないと、とりあえず1年やってみたらどうかと、そして、試してみたらどうかと
いうことを申し上げておるところであります。

それで、今、町長が申されましたように、佐賀県の住宅リフォーム助成制度創設の動きに
ついて若干お尋ねをいたします。

まず、3月1日付の佐賀新聞を見られた方がいらっしゃると思いますが、住宅リフォーム
に補助という見出しで報道がされております。新年度中の新設を検討しているという記事で
ございました。このことについて町長は御存じということでございます。

それで、これは昨年から非常にこの住宅リフォーム助成制度について、先ほど言われまし
たように、秋田県の例を示しながら、我が党の武藤県会議員などが取り上げてきたわけで
ございますけれども、基山町の堀田県議が2月22日の県議会の一般質問をこの件で行われてお
ります。ここにその資料をいただいています。これは速記録ですね、議事録はまだできてい
ません。速記録をとりあえずいただいたわけですが、たくさんここあるんですが、そ
の中でその速記録では、堀田県議が住宅リフォーム制度の推進を求めた質問に対しまして、
古川知事は景気対策として効果があると考え、地域の身近なところに仕事をしてもら
うと、対象について検討すると、実施に向けて検討していくというふうに答弁がされていま
す。また、その共産党の武藤明美県会議員の質問に対しましては、県の担当者は既に市や町から
アンケートをとって何を解決すべきかを意見交換していると、市や町からは書類審査の技術
者、専門家や財源問題が出されていると答弁をなされておりますが、まず、このことにつ
いてどのようなアンケート内容なのかも含めまして、担当課長、説明をお願いします。

○議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大久保敏幸君）

今の住宅リフォームに関するアンケートの件でございますが、今年1月末に県のほうから
事務連絡で住宅リフォームに関する市町アンケート調査がっております。アンケートの目
的としては、全国的に経済対策や地域産業活性化で地元の建設業者が行うリフォームに対し
て、一定の助成制度は実施される状況にあることを踏まえたもので、県内の市町の状況につ
いてのアンケートの調査があったものでございます。

中身につきましては、1番目といたしまして、リフォームの助成制度はありますかという
内容です。

2番目につきましては、リフォームに対する支援制度の考え方。主な内容につきましては、支援の進め方ですね。

それから、3番目につきましては、リフォーム助成についてと。主な内容につきましては、助成の内容はどんなものですかということです。

4番目に、リフォーム助成制度における課題ですね。先ほど言われましたけれども、窓口の問題や財政的な問題。

それから、5番目がリフォームに対する支援の県と市町の役割分担についてということで、主な内容につきましては、県で支援制度の創設を検討しているということが内容でございます。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）

それで、先ほど紹介しました武藤県議がこれ委員会の中でだそうですが、6月議会からでも実施できるように準備していただきたいというふうに質問をしております。それに対して県の担当者は、新しい知事がやりますと言えば、いつでも実施できるように頑張っていきたいと、そのために市や町とも財源や人の養成、配置などでさらに意見交換をしていきたいというふうに答弁をしております。

それで、基山町も、さっき町長若干触れられたというふうに思うんですが、実施する方向でやはり検討すべきというふうに思うんですけれども、これ、担当課長無理でしょうから、町長、これ実施する方向で検討するという立場に立っていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

もう先ほども申しましたように、県もそういう動きがあるということでございますので、その辺はまた県との連携ということもございましょうし、その辺の動向も見ながら考えていきたいということでございます。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）

ちょっと詰めて申しわけないんですけど、県が実施するとなった場合、基山町はそれでも検討すると、いや、基山町ではやりませんよというふうになるのか、県が実施しますと、補助事業という形になるかもしれません、2分の1とかいろいろあるかもしれませんが、ちょっとわかりませんが、そうした場合は、よく言われるんですけども、補助事業なら実施しますと、やりますということをよく言われます、新規事業としてですね。先ほど子供の医療費も県の補助があればなということ盛んに言われるわけですが、県の補助がそういうふうに具体的に県が実施するというふうになれば、基山町もそれを受けて、このリフォーム助成制度については実施をすると、例えば、6月にそういうふうに決まれば、9月補正でも組むとか、そういうふうの実施をするということになりますか、それとも、どうですか、その辺は。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

もう何度も申しますけれども、県がどの程度どういう打ち出し方をしてくるか、それによってやっぱり、それでは不十分と思えば、町もそれに上乘せしてということまでなのかどうか、その辺はあくまでも県の動向を見ながらというようなことを考えております。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）

県の動向を見ながら実施するか、しないかは検討したいという立場のようでございます。

さらに次期の議会からでもまた質問したいと思っておりますが、それで、町長はこれまでの私の2回の質問に対して、もう何回もこれはいい制度だということ言われておりますけれども、しかしながらという形でなかなか実際調べもされていない、研究もされていないのかなというふうに思っておりますが、これは酒井議長あてに住宅リフォーム助成制度の創設を求める要請書が、これ3月4日付で出ております。議員はこれ持っているわけですが、この要請書は佐賀県建設労働組合連合会と鳥栖三養基建設労働組合、それから、鳥栖三養基左官組合が要請書を出されております。その中身は新設住宅着工戸数も低い水準で

の推移と仕事がない、この先どうなっていくのかわからなくて不安だ、日々の暮らしに不安などがないよう、仕事があることを願っていますということで、住宅リフォーム助成制度を創設してくださいという、これは要請書も出ているところでございます。ぜひそういう意味で本当にそういう中小零細業者の方も本当仕事が欲しいと、これが経済効果もあって非常に助かっていると。強いて言えば、それが回り回って、住民税の増額にも影響してくるわけですから、ぜひ私は全国のそういう進んだ例、実施自治体の例を研究していただきたいというふうに考えますけれども、いかがですか。その辺いかがですか。担当課長が無理なら、町長ですが。今まではそういうふうに研究するという事で言われておりますけれども、どうですか。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

まず、私から、勉強もしていないというような今言われた方しましたけれども、私も以前から言うように、興味、関心は持っております、ここに、これはどこですかね、滋賀県の近江八幡市の事例も新聞の切り抜きで持っておりますし、そういうことで、それから、担当課長、筑紫野市にも問い合わせせておるといってございまして、全くもう無関心で無視してということじゃございません。

そういうところでひとつまた繰り返しますけれども、県ともまたいろいろ連携もあるようございまして、県がどういう形で、県単独でののかどうか、その辺も私は把握しておりませんが、その辺も見ながらということにお答えをさせていただきます。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）

もう最後ですけれども、私、非常に今基山町、企業誘致を進めて、もちろん今はもう土地がないというような状況にもなっておるようございまして、非常に企業誘致も私は大事だというふうに思っております。しかし、今、各地で、これいわゆる地域に根ざしている中小零細企業、それを振興すると、応援すると、そして、そこには町民の方も雇用されているわけですね。そういう住民が働いて、安心して暮らせるような地域経済循環、つまり、お金が基山町で回ると、基山町の業者だけしか使わないわけです。基山町の人だけしか、こ

の補助対象にならないわけです。だから、基山町内で、仮に10,000千円すれば、2億円のお金が循環するわけですね。非常にそういうことでそういう政策がどこでも始まっています。先ほども佐賀県等もそういうことで実施に向けてやり始めた。ですから、先ほど言いましたように、何回も言うて申しわけないんですが、ぜひとも全国の実施自治体の事例を研究して、実施に向けて検討を求めたいと思います。これを申し上げておきたいと思います。

次に、子供の医療費の助成についてでございます。

これについては町長言われましたように、実施するということでございますので、多くを言いません。それで、1つだけ伺いをいたします。

医療費の一部負担金についてです。基山町では3歳から5歳までの入院の場合は、御存じのとおり、今廃止になっているわけですね。入院の場合はね。なっております。3歳からの医療費の自己負担金は基山町では500円ということになっています。県内ではすべて無料化している市や町が、先ほどちょっと答弁でありましたけど、5自治体あります。多久市、吉野ヶ里町、玄海町、大町町、江北町ですね。それで、先ほど言いましたように、基山町でも入院の場合に限っては5歳までは一部負担金はいただいておりません。しかし、小学生の通院・入院、中学生の入院については、500円の負担金をいただいているわけです。この医療費の補助で一部は完全に無料にしている、また、一部はこの負担金を求めているという、この違いについては一体何があるのでしょうか、説明をお願いします。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

ただいま言われました3歳以上小学校就学前の入院については無料ということ。これはちょっと私たちが調べましたが、ちょっとよくわかりません。県の補助がここに4分の1入っています、これ県の補助になります。あと3歳未満は当然県の補助がありますが、このときの兼ね合いで、県の補助の関係でこれだけちょっと無料になっているというふうに思っています。負担料取らないということですね。あとは入院外、通院関係についてはもう一応単独事業で始めた分については500円の一部負担ということでさせていただきます。ここだけ無料になっているのがちょっと調べておりませんので、これはまた調べさせていただいて御報告させていただきたいというふうに思います。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）

私はぜひ本当に、それは受益者負担じゃないかという考え方もございましょう、しかし、ほかの市町村の例に倣って、これ完全に無料化してしまうと、一部負担金も求めないという方向でぜひ今後実施してほしいということを求めたいと思います。

それで、最後ですけれども、再三今までも申し上げて、これが非常に保護者の方には頭の痛いといいますか、せっかく医療費助成を行ってもらっていると、ところが、いわゆる現物支給じゃないという部分ですね。償還払いと、一たん医療費を全額、窓口で支払って、そして、申請してもらおうということで、隣の福岡県は一銭も払わんでいいのになと、一円も払わんでいいのになと、久留米の病院なんかに入院した方はそういうふうな声も出ているし、本当にこれは非常に苦になってというか、今、3歳未満児までは現物支給なんですね。払う必要がないので。これぜひ窓口でお金を払わなくて済むようにぜひしてほしいという要望がたくさんあります。この件、何とかならんדרוか。で、今まで再三同僚議員、大山議員もおっしゃってきましたし、私も言ってきましたが、どがんですか、これ。県医師会の協力が無いからというようなちょっと受けとめ方をしておりますけれども、一体どこに何が問題があるのかですね。今の何か検討か何かされているのかどうかですね。このことを最後にお聞きをいたします。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

ただいまの件ですけれども、確かに現物支給と償還払いということで、現物支給にしてほしいという要望は出ております。県が統一しまして補助をしている3歳未満、これはもう一律で300円だけ払えば、あとはもうお金を出さなくていいという形になっています。これはあくまで県内で統一をしているからということで医療機関とも調整して、その話ができているということですが、それ以外については、先ほどの一部負担金ですね、500円なり、300円なり取っているところもあれば、取っていないところもある。金額も違うということで、医療機関がそれぞれにその市町村から出てこられた方に県内の医療機関が対応できないと。基山町から来れば500円、鳥栖から来れば300円、どこから来られたらまた無料ということになりますからですね。どうしてもやっぱり医療機関として統一性がなくて、受け入れられない

と、今のところですね。ということですから、このあたりが県の補助が伸びてきて、例えば、小学生就学前まで県が全部補助して一律手数料は300円にしましょうとか出てくれば、それは可能ですけれども、今の段階ではやはりそれぞれの単独事業でやっている兼ね合いがあって、今、医療機関もオーケーが出せないということで県のほうからは報告いただいています。当然、県のほうには何とかそういうふうにはできないかということは、市町村はどこでもみんな要望はしておるところでございます。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）

ぜひその一部負担金が各市町村で違うということが一つのネックになっているようでございますけれども、ぜひこれは実施に向けて努力をされていると思いますが、これは非常に大きい保護者の声です。ぜひとも実現に向けて、さらなる努力をお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（酒井恵明君）

以上で松石信男議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもちまして、延会といたします。

～午後 4 時38分 延会～